

《書 評》

秋庭裕子・筆内美砂・堀江未来・松本哲彦編著

『国際教育で育む異文化感受性：多文化環境での対話的で深い学びのために』

(学文社、2024年、226頁)

池田 佳子 (関西大学)

本書は、2014年に設置された一般社団法人 BRIDGE Institute という国際教育に携わる教職員・社会人の専門家集団が運営する団体において展開してきた国際教育プログラムの開発・普及・評価モデルの構築の「理論と実践の両側面を取り込んだアプローチ」をベースとし、国際教育分野の実践と理論を融合させ、現場での活用を目指した一冊です。編者をはじめ、日本国内において多様な教育機関（そしてそのスケールも様々）で実際に国際教育実践を手掛けている専門家集団が、各章やコラムの執筆にあたっている。本書評執筆者自身もそのような教育プログラム従事者であり、日本における国際教育の取組の展開の渦中で試行錯誤しながら日々活動をしているが、そのような読者をまさに想定して書かれている。

本書の冒頭でも触れられているように、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行が長期化したことで、国際教育の分野は大きな影響を受けた。その影響は一過性のものにとどまらず、中長期的な教育の在り方を再考する契機となっている。この変化の過程はまだ収束が見えず、現在も進行中であると言える。また、生成 AI などのテクノロジーが急速に台頭し、日常生活に浸透する中で、従来の変化速度をはるかに上回る要因が同時に存在している。教育分野においては、こうした変化を「脅威」として捉える声も依然として大きい。しかし、本書では「国際教育の方法論をむしろ豊かにする機会」として前向きに評価している。本書は、理論の基礎を押さえつつ、現在展開可能な多様な国際教育プログラムの開発・運営について、常に当事者目線で論じている。その結果、新しい時代に即した国際教育の在り方を提案する内容となっている。

本書の第一部「基礎と理論」は、異文化体験から学ぶという概念を「文化」の定義から多様な文化モデル、異文化感受性発達理論 (ISDM) までを1章でわかりやすくとりまとめ、それ以降の2章から4章にわたり、異文化体

験をもたらす学びを促す教育実践を事例としながら、適宜理論的背景根拠を挿入し解説を加えるスタイルで、学びを促すファシリテーション (第2章)、多文化間共修実践 (第3章)、海外留学プログラムの多様化 (第4章) と異なるテーマを取り扱っている。この章立てと配置が個人的には着目するに値する。日本国内の機関で一般的に「国際教育」と銘打つ場合、日本人学生をいかに海外留学させるか、また外国人留学生をどれだけ受け入れるかといった「国際教育交流」が主流を占めることが多い。その結果、モビリティとその数値だけが議論の中心となる傾向が強い。特に、大学などの運営を担う層では、モビリティやそれに必要な英語教育が「大学の国際化」の全てであるかのような意見が横行しがちである。これに対し、本書ではまず、異文化体験から得られる学びや成長の仕組みに焦点を当てている。そして、国内キャンパスでカリキュラムの一環として実施される「多文化共修」教育実践(科目)に論点を移していく構成となっている。海外留学については第一部の最後の章で取り上げられ、「大学の国際化政策」における施策の一つとして位置づけられている。つまり、本書では海外留学を適切かつ効果的に捉えた上で、読者が広い視点からその意義に辿り着けるよう動線が設計されている。

本書評を執筆している2024年に、いみじくも文部科学省の「大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 (Multicultural Campus Project Toward Social Impact)」が開始された。この事業の取組の根幹は「多文化共修」実践の実現であり、それを通した社会的インパクトの創出である。また、本書内にも言及があるように、2023年4月には日本政府(教育未来創造会議)が日本の教育の国際化と人材育成をテーマとした「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ J-MIRAI」を発表し、本書内で取り上げている中長期海外派遣留学がさらに推奨される他、優秀な外国人留学生層の取り込みと国内定着といった、従来の国際教育の域よりも踏み込んだ方向性が明文化された。これらの章が手引きとなり活用が今後広がることだろう。

第二部「実践編」では、第5章から第9章までの5つの具体的な活動事例が収録されている。実践編においては、各章の構成に特段の副次的な仕掛けは見受けられない。収録されている事例としては、国内(オンキャンパス)で展開する活動事例(第5章：学生グループ形成、交流の場づくり等)、高等学校における派遣留学プログラムのモデルケース(第6章)、大学における短期派遣プログラム(異文化回遊型フィールドワーク)(第8章)、オン

ラインで実施する国際教育としての COIL (Collaborative Online International Learning) 実践事例 (第7章), そしてSDGsをテーマとしたオンライン国際教育プログラム事例 (第9章) と, 多岐にわたる内容が含まれており, 非常に読み応えがある。

ただし, 読者として一つ希望を述べると, それぞれの事例が本書として届けたい意義 (Why this now?) について, 第二部のどこかに明示されていると, より効果的であったのではないかと感じた。例えば, 第6章と第8章は派遣留学事例であり, さらにコロナ禍における尽力や工夫といった共通項もあつてつながりが良いと感じた。しかし, その間に第7章の COIL 実践が挿入された理由は明確ではない。また, 第9章もオンライン型国際教育の優れた事例であるが, 第7章と関連付けられる形でまとめられていないのは何故なのか疑問が残る。これらの点について, 編者たちの意図をいつか伺ってみたいものである。

これら5つの事例はいずれも, 具体的な活動事例を通じて, 他の教育機関に所属する従事者 (読者) が何を読み取り, 自身のケースに応用できるかを非常に繊細に配慮した論考となっている。良質なプログラムの開発や効果的な国際交流活動の仕掛けは, ナレッジマネジメント理論 (例: 野中・紺野, 2007) でいう「暗黙知」を形式知化し, 共有・活用することを通じて組織的な成果やイノベーションにつなげる過程を経なければ, 属人的なノウハウに留まり続ける。

事例を次に応用するためには, その目的に合致した汎用性, 応用性, そして実現可能性の側面についての客観的な考察が不可欠である。本書に収録された事例は, この点を最大限に留意し, 構成されている。

本書の特色として, 第一部と第二部の大きな章立てに加え, 合計17のコラムが収録されている。それぞれのコラムは章の流れに合わせて挿入されており, エッセイ調で筆者自身の体験を共有するものが多い。これにより, 筆者たちの個性が垣間見える楽しい読み物となっている。

国際教育領域に従事する者は, 多くが海外留学の「産物」であり, 異文化体験の中で泣き笑いのエピソードを持っているものである。こうしたストーリーは, 教育の場で学生たちと共有することで, 大きな学びのリソースとなる。それゆえに, これらのコラムは, 個々のエピソードを通じてその意義を体現していると言える。

本書『国際教育で育む異文化感受性』は, 理論と実践をバランスよく統合した優れた一冊です。特に, 異文化感受性の育成に関する基礎理論や, 現場での応用可能な

事例を豊富に提供している点は, 教育関係者にとって必携の書と言えるだろう。そして, 次世代国際教育の行方は, コロナ禍の終結後のインパクトをまだ吸収しつくしておらず, これからも変容と展開を見せるはずである。この過渡期のエンドゴールはまだ明確には見えていないが, 教育現場の従事者たちは日々試行錯誤を重ねながら国際教育の実践を進めている。今後も Bridge Institute の継続的な活動と, ここから得られる動向に基づくさらなる「手引き」の第2弾, 第3弾の発信を期待したい。

【参考文献】

野中郁次郎・紺野登編 (2007) 『知識イノベーション—知は価値創造をどう実現するか』東洋経済新報社。

井頭昌彦編著

『質的研究アプローチの再検討：人文・社会科学からEBPsまで』

(勁草書房, 2023年, 400頁)

宮田 弘一 (静岡産業大学)

質的研究は人文学において長い歴史を持ち, 社会学では1920年代から30年代にかけて「シカゴ学派」が, 人間の集団生活研究にとって質的研究の重要性を確認したことや, 同時期の人類学がフィールドワークの手法の輪郭を示したこともあり, 教育, 政治, ビジネス, 医療, 看護, 社会事業, コミュニケーション等の他の社会科学の分野でも広く用いられることになった (デンジン・リンカン編, 2000=2006)。無数の質的研究手法が提案された結果, 質的研究の基本的枠組が同じ質的研究者同士であつても共有されにくく, 相互の理解が難しいとの指摘がある。加えて, 近年の証拠にもとづいた政策立案 (EBPM) の盛況において, 統計的手法の考えを前提にした質的研究に対する評価・疑問も存在する。

このような質的研究を取り巻く状況において, 本書の目的は, 社会科学方法論の一環として質的研究アプローチを再検討することにある。より具体的に言えば, 量的手法の理路を前提にした質的研究に対する助言を目的と

したキングほか『社会科学のリサーチ・デザイン：質的研究における科学的推論』（1994=2004/以下、KKV）に対する質的研究者の応答群を整理することで議論の「足場」をつくり、思想史・教育学・社会学・アクション・リサーチ・政策学・文化人類学の各分野における質的研究のあり方と分野事情が説明される。加えて、統計的因果推論の整理から量的手法がどのように質的知見に依存しているか、が示される。

各章の概要は以下の通りである。第1章では質的研究に対するKKVの提言を整理したものととなっている。KKVでは、社会科学の中心的目的は記述的推論もしくは因果的推論にあるとする。質的研究の両者に関わる問題は使われる観察事例数の少なさに起因する《有効性の低下》問題であって、この対処方法が質的な伝統では十分に慣習化されていないことを指摘している。その上で、回帰分析等の統計的手法の議論の蓄積を参照しつつ、質的研究に対する提言を行ったKKVの全体概要の整理を行っている。第2章では、KKVに対する「質的」陣営からの批判的応答群を論点ごとに整理し、それぞれにコメントを加えることで、これまでの論争を概観している。結果、筆者の見解によると、KKVからの批判的提言の多くは様々な方法で回避されるとしながらも、「学術的知見として結論されたものについては信憑性評価・説得性評価をできる限り明示的に行うべきだ」という質的研究に突きつけられたメッセージは依然として存在するとし、第1・2章は次章以降の議論のための舗装路として位置づけている。

第3章は歴史学における質的アプローチを扱っている。まず、1980年以降、ミクロストリアに代表される解釈学の歴史学が台頭してきた背景について言及する。そして、例外的な事象に絞ることで社会構造と個人の軌轍を描出する等で、それらの問題意識と有用性について論じた。一方で、構造と主体性のバランスに関する基準を明確にすることは困難であること、政治思想史の領域では解釈の妥当性に関するガイドラインが提示されるも対立点が不可避であることに触れ、これらの問題は量的アプローチが解決してくれるわけではない、と指摘している。第4章では教育研究における質的研究が果たす役割を教育社会学の視座から整理し、教育研究における質的研究方法論の信憑性・説得性評価の基準を可能な限り明示化している。教育の特有の事情として、入力（教育的関与）→出力（人格形成）の関係において学習者の自由意志があることから、KKVが社会科学の中心に据える記述的・因果推論は教育研究において困難が生じる。その対応と

して、混合研究が用いられるとする。なお、前述の基準については、当該分野内でゆるやかに共有された大綱的基準が存在するも、分野を超えた明瞭な基準はいまだ形成されていないと、指摘する。

第5章では、グラウンド・デッド・セオリーに依拠した筆者自身の研究を省みて、KKVに対して批判的検討を展開する。概略を示すと、KKVの依拠している因果観の適用が極めて狭いこと、社会構造の可変性・流動性を踏まえた場合、KKVが想定していることに反して、革新的なプログラムや行為は従来の安定した社会構造内では存在せず、母集団を持ちようがないとする。従って、質的研究はサンプルの挙動から母集団のそれを推定する推論形式とは一線を画し、外的妥当性は評価基準になり得ない。一方で、対象事例内の説明力は確保されるべきということで内的妥当性基準は質的研究には適用可能だとする。第6章は、政策学において質的研究を行う筆者が、KKVから事例研究に対する批判に対して、どのような価値があるのか、を問い直したものである。具体的には、日本都市計画学会・日本計画行政学会・社会政策学会の掲載論文における単一事例研究の総数と割合を析出し、それぞれの単一論文の特徴を6つに区分した。その上で、質的研究と量的研究の相互理解が進んでいないとする政策学において、一事例のみの研究を含む事例研究を扱う際のガイドラインを提示することで、導出した知見に対する質的保証基準を明示しようとして試みている。

第7章では、解釈主義に立脚するエスノメソドロジー/会話分析の観点から、KKVに対する応答になる。KKVの「仮説を科学的な手続きによって検証しなければならない」のみを科学的であるとするのは狭いとする。会話分析の具体例をあげ、同分析は「事例で観察された既知の事実から未知の事実を推論する」研究ではなく、「個別事例から規則性を同定する」研究であり、KKVの提言が適用できないことが説明される。一方、筆者は妥当性・信頼性を会話分析に適用することは違和感があるとすると、それらがどう明示されているかに関しては、会話分析研究の蓄積が証明している、と言及している。第8章では、文化/社会人類学（以下、人類学）とKKVとの問題意識がどのようにすれ違っているか、を明らかにしている。筆者によると、KKVは社会科学の役割を一般的主張（とりわけ因果的主張）の提示に限定しており、当該主張の妥当性が単一の基準によって把握できる状況を所与としている、とする。他方、人類学では「真理は文化や社会によって相対的である」とした立場であることを指摘し、後半では上記特徴を持つ人類学をプロ棋士

と将棋ソフトが対局した事例を用いて具体的に示す。また、偶発的な特徴の抽出等への対処として、長期的に参加するとともに、研究発表・査読の際、観察と記述における追跡が一面的でないか等から検討・評価されるとする。

第9章は社会学の立場からKKVの提言に対する応答を試みている。元来、「社会的なもの」のリアリティに迫ることを重視する社会学では、質的研究と量的研究を併用することはごく一般的であるとする（「素朴な折衷主義」）。仮説検証という局面に限定した上で、質的研究を論ずるKKVのスタイルは素朴すぎるアプローチとしながらも、KKVの提言は筆者自身の研究歴を顧みること、「社会科学のあり方」を豊かにするもの、との認識が示される。一方、EBPMの台頭に対して、多様性や活発な議論こそが人文・社会科学分野の知の基盤になることも指摘している。第10章では、量的研究と質的研究とのつながりについて統計的因果推論の視点から整理している。具体的には、①エビデンスの社会利用のための5つの観点、②エビデンスの移設可能性に関する検討、③EBPsに関する「固有性の世界」と「法則性の世界」の往復運動の議論であり、いずれの場合にもEBPsに対する質的研究の重要性について言及している。一方で、質的研究アプローチ自体の質保証という同研究に対する注文も忘れてはいない。終章は、社会科学方法論における「質的」「量的」論争において、パラダイム論争の後継理論である「網状モデル」を用いることで、《研究分野の個別事情》を超えて、一般的な視座から議論を展開する。「網状モデル」のもとでは、研究方法論の相違は理論・研究方法・研究目的の間に期待される整合性関係にもとづいた「相互調整と相互正当化」という形で調整されるとする。筆者によれば、この「網状モデル」は社会科学方法論の論争を前進させる上で役立つとし、同モデルはKKVに対しても、質的研究の方法論的合理性を説明できる可能性を示唆することで、本書を締めくくっている。

以上の本書の特徴は、「質的研究の一手法を用いて、これから研究しようとする初学者を想定し、当該研究手法の進め方等、それらを詳細に検討する」という対自的なスタンスではなく、各分野の固有性に配慮しながらも、「別の研究手法とその基本枠組を体得している人を想定し、それとは異なる研究手法の理路とその背後にある問題意識を共有する」という対他的なスタイルにある。より具体的に言えば、上記対他的なスタイルとは、各分野の質的研究者の問題意識と当該分野で獲得した学術的知

見に対する信憑性評価・説得性評価をいかに明示するか、である。

各分野および当該分野の質的研究に明るくない評者が本書の課題を指摘することは評者自身の能力を大きく超える。ゆえに、以下は評者の若干の読後感について触れてみたい。上記の通り、多くの章では獲得した学術的知見に対する信憑性評価・説得性評価に関する言及が見られる。それに加えて、対他的なスタイルの視座として、第10章で示されたEBPsに関する「固有性の世界」と「法則性の世界」の議論を組み込むことは可能ではないだろうか。なぜならEBPsに限らず、「固有性の世界」と「法則性の世界」（分野によっては、法則性を規則性と置き換えてもよい）の問題はそれぞれの分野で通底する課題だ、と考えるからである。いずれにせよ、本書はKKVの議論を足場に、分野横断的に質的研究のあり方を問うものであり、分野や方法論を乗り越えて、研究者同士の相互理解のために質的研究者のみならず量的研究者にも一読を薦めたい一冊である。

【参考文献】

- キングG, コヘイン・O・R, ヴァーバ・S (真淵勝監訳)
(1994=2004)『社会科学のリサーチ・デザイン：定性研究における科学的推論』勁草書房。
デイジン, リンカン編 (平山満義監訳, 藤原顕編訳)
(2000=2006)『質的研究ハンドブック2巻 質的研究の設計と戦略』北大路書房。

池田佳子他共著

『ポスト・コロナ禍時代のグローバル人材育成：大学の国際教育のパラダイムシフト』

(関西大学出版部, 2023年, 210頁)

新見 有紀子 (東北大学)

本書は、パンデミックの前後に関西大学で実施された各種の取り組みを通じて、近年の国際教育のパラダイムシフトとも呼べる展開を掴むことのできる一冊である。

関西大学は、コロナ禍以前の2014年に、日本でいち早

くオンラインツールを活用して海外の学生と協働学習を行う「Collaborative Online International Learning (COIL)」を導入した大学である。また、オンライン技術を活用して米国等との大学間交流を行うことをテーマとした、2018年度と2023年度の大学の世界展開力強化事業の拠点構築型に唯一採択された大学でもある（2023年度は東北大学・千葉大学との連携）。関西大学は、グローバル教育イノベーション推進機構（IIGE）を中心に、日本国内においてICTを活用した国際教育実践を牽引する役割を果たしており、本書では、そこでの様々な取り組みが丁寧に紹介されている。

まず、以下に本書の概要を述べる。まえがきには、出版当時の関西大学長である前田裕氏により、「ポスト・コロナ禍時代の人材育成」として、パンデミックを受けた社会変化とICTの活用への期待、そして関西大学が果たす役割についての決意が述べられている。

第一部は、「多文化・異文化が混合するワークスペースのための人材育成」として、留学生のキャリア支援や国内企業の外国人材の受入れを中心とした3つの章で構成されている。第1章「外国人留学生のキャリア形成支援のこれから」では、関西大学において2017年から5年間にわたって実施された、文部科学省委託事業留学生就職プログラム「SUCCESS-Osaka」による、留学生の国内就職支援の取り組みが中心に述べられている。特に、キャリア教育、ビジネス日本語教育、インターンシップ等による企業との交流・接触機会を重視した当該事業の詳細に加え、留学生の就職支援において課題となる点の一つであるキャリア教育の一環として行われる日本語教育の事例が紹介されている。

第2章「人材育成志向のビジネス日本語教育」では、「SUCCESS-Osaka」事業で行われたビジネス日本語教育の実践が報告されている。ビジネス日本語の教育内容には、ビジネスシーンで用いられる語彙・表現、日本企業文化・異文化コミュニケーション、ビジネスシーンで通用するコミュニケーション・コンピテンシーが含まれており、それらの概要が述べられている。

第3章「外国人材の受入れを通じた国内企業の人材の『内なるグローバル化』」では、国際標準化機構（ISO）の規格の変化や、ESG投資の台頭といった日本での多様な人材活用の推進に向けた背景が言及されている。そして、2022年に開始された「多様性人財活躍社会創出 Diversity Jamming 研究会」という産学官連携のネットワークの立ち上げと、今後の展望が語られている。

続いて、第二部は「オンライン型国際教育実践を通し

た人材育成」として、5つの章で構成されている。第4章「コロナ禍前後の国内COIL型教育事情の変遷と比較」では、コロナ禍にオンラインを活用した教育が世界中で拡大した状況が、データを交えて説明されている。その一環として、COIL型教育についても、その発展や多様化の流れが言及されている。IIGEでは「COIL型教育」を、COILとVE（Virtual Exchange）に大別しており、COILは学生のみならず教員も参加する場合、VEは学生のみが共同学習に参加する場合としており、複数大学のうち、教員と学生が参加する大学と、学生のみが参加する大学が混ざっている場合は「COIL/VE」と称しているとのことである。

第5章「COIL:日本の国際高等教育における行動と方向性の持続可能性、多様性、包括性に向けて」では、高等教育の国際化の定義や概念が整理された後、COILの特徴、協働学習とエンプロイアビリティの関係について既存の概念との関連性から説明されている。そして、COILは、費用対効果が高く、世界の多様な地域の学生との協働を通じた学びの方法であり、今後の発展が期待できるアプローチであることが語られている。

第6章「COIL型協働学習実践の効果検証①測定対象の能力・スキル」では、まず、国際教育プログラムの効果検証における問題点や課題が指摘されている。その後、IIGEがCOIL型教育を通じて醸成したい能力として、相互行為能力（Interactional Competence）、異文化間対応能力（Intercultural Competence）、転移可能能力（Transversal Competence）の3点が挙げられ、それぞれの詳細が説明されている。

第7章「COIL型協働学習実践の効果検証②検証ツールと事例の共有」では、IIGEで用いている2つのテスト（GPS-AcademicとBEVI）が紹介されている。GPS-Academicは、社会人基礎力の概念と関連づけられた側面を評価するツールであり、BEVIは、その個人の価値観や志向という特性が、教育的介入によってどのように変化していくのかを明らかにすることができるツールであるとしている。さらに、それぞれのテストを用いた検証結果も報告されている。

第8章「オンライン型国際教育と渡航留学の融合のあり方」では、オンライン型の様々な国際教育実践と関連のあるオンライン留学、Virtual Mobility、メタバース、Blended Mobilityに触れ、それぞれの特徴が、利点や欠点を交えて説明されている。

第三部は「パラダイムシフトを後押しする教育テクノロジー」として、以下の3章で構成されている。第9章「デ

「デジタル・テクノロジーを活用した大学の教育実践」では、大学全体の教育実践として、教師の役割、教育におけるテクノロジーの変遷、LMSの導入、ビデオコミュニケーションの活用について概観した後、オンデマンド型授業と、同時双方向型授業というコロナ禍で活用された授業方法の特色が述べられている。その後、コロナ禍の教育実践と、対面授業再開後の遠隔授業が紹介されている。

第10章「ICTが実現するペダゴジーからアンドラゴジーへと誘う国際教育の設計」では、現代社会において大学生に求められている能力として、特に非認知能力の重要性が語られた後、学習者の学びを育むアクティブラーニングの事例としてCOILが取り上げられている。そして、ICTを活用した国際教育の設計の概要が整理され、ペダゴジーからアンドラゴジーへと誘う国際教育のデザインとして、具体的な案が3点提示されている。

第11章「大学教育のグローバルDXを見据えた教育実践—J-MCP (Multilateral COIL/VE Project)—」では、コロナ禍で起きた国際教育におけるテクノロジー活用という変化が、コロナ後にどのような形で発展する可能性があるのか、関西大学のDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みに触れながら述べられている。例として、スーパーグローバル大学採択校を中心として発足した「大学の国際化促進フォーラム」で実施される19のプログラムの大きな柱であるJapan Virtual Campus (JV-C) や、関西大学がJV-Cに提供しているコンテンツとしてJapan Multilateral COIL Program (J-MCP) が紹介されている。

そして、あとの「ネクスト・ノーマルの社会における大学教育の行方」では、コロナ禍で生じたパラダイムシフトとも呼べる大学教育におけるオンラインの活用に関連して、オンライン授業の限界や課題が述べられた後、コロナ禍終息後は「場」としてのキャンパスの意味がさらに問われてくる、として締めくくられている。

加えて本書には、「日本の産業界が求めるSDGs人材」と、「コロナ禍が後押しする「教育実践」軸の大学の横展開—JPN-COIL協議会—」という二つのコラムも含まれており、さらに視野を広げることができる。

本書は、COILを中心としたオンラインの活用での先導的な機関として知られている関西大学において、外国人留学生のキャリア形成や、国内企業の内なるグローバル化といったオンラインの活用で留まらない多様な取り組みからも参考になる実践の視点を提供してくれる。その上で、第二部以降に述べられている、オンラインツールを活用した実践についての詳細な記述や効果検証の試

みといった、関西大学の強みである先進的な取り組みについても、多面的に理解を深めていくことができ、COILやオンラインを活用した教育実践を行っていない読者であっても、本書で紹介されている革新的な事例に触れることで、自身の教育実践に活かすことのできるインスピレーションを得ることができるのではないだろうか。さらに、本書全体を通じて、視覚資料が随所に用いられており、プログラムの「魅せ方」にこだわる関西大学の工夫も参考になる。

本書は新型コロナウイルスが収束に向かいつつも、5類に移行する前の2023年3月に出版されており、コロナ禍の影響下での国際教育実践の記録という意味でも意義深い。コロナ禍を経て、対面での教育が通常通り再開された1年半が経過したポストパンデミックの現状において、これらのオンライン活用と対面での教育活動の融合がどのように進められているのか、関西大学における新たな挑戦について、今後別の報告が出されることを期待したい。

石田浩・石田賢示編著

『格差社会のセカンドチャンスを探して：
東大社研パネル調査にみる人生挽回の可能性』

(勁草書房、2024年、256頁)

大膳 司 (広島大学)

はじめに

「格差」という言葉が日本社会のありようを表すものとして広く用いられるようになったのは、2000年代以降に格差社会論が普及してからである。ここでの格差とは、所得、資産、仕事、学歴や学校歴、あるいは生まれ育った環境などに関して人びとの間で生じる差を意味している。

このように人生のなかで不利に直面したとき、そこからの挽回のチャンスがあることが重要だという問題意識は、政策的にも一時期注目され、第一次安倍内閣において2014年3月に設置された「「多様な機会のある社会」推進会議」(再チャレンジ推進会議)が就労支援や生涯

学習などの充実について議論がなされた。

その後も就職氷河期世代の安定就職の支援、女性の就業中断後の再就職支援、再チャレンジ起業家育成事業など、類似の問題意識が引き継がれている。

本書は、いったん不利な状況に置かれたのち、ライフコースのなかで挽回のチャンスを得られる可能性があるのかを検証しようとした時宜を得た成果である。

以下では、章立てを示したのちに、各章の概要を紹介し、最後に、本書の知見について示したい。

章立て

本書の章立ては以下の通りで、問題提起に該当する序章と、まとめに該当する終章を合わせて11章から構成されている。

序章 セカンドチャンスを探して

第1部 ライフコース初期の不利とセカンドチャンスの可能性

第1章 初発の不利は乗り越えられるのかー出身家庭・背景にみられる不利とその後のライフコースー

第2章 日本社会における高等教育機関夜間部の社会的意義

第3章 大学等中退者のキャッチアップ可能性

第2部 キャリアと経済的生活におけるセカンドチャンス

第4章 仕事探しは報われるのかー社会ネットワークによる無業者の再就職過程の格ー

第5章 自営業者にとってのセカンドチャンスー収入・資産・仕事の特性に着目してー

第6章 貧困の経験とセカンドチャンスとしての貧困からの脱出

第3部 メンタルヘルスからみた立ち直り

第7章 日常的な幼少期逆境体験がもたらすライフコース初期のメンタルヘルス不調の保護要因

第8章 失業とメンタルヘルスに関わる Sense of Coherence (SOC) と他者からのサポートの働きー男性を対象にしてー

第9章 親との死別経験からの立ち直り

終章 人生挽回の可能性ー明らかになったことと今後の課題

概要

第1部はライフコース初期の不利をどの程度乗り越えられるかを扱った3つの章からなっている。

第1章では、子ども期に経験する初発の不利（「経済的に貧困な家庭に育った」「出身家庭の雰囲気がかたかではなかった」「18歳までに障がい・疾患があった」）が成人期においても長期的な影響を及ぼしているのかを問うている。分析の結果、成人期における不利な経験と密接に関連していることが明らかになった。

初期の不利から脱出する機会として利用できるライフコースの要因は何かを検討した。成人期に経験していくイベントとしては、学歴取得、結婚・離死別・子どもの誕生という家族形成の要因、友人の有無という社会ネットワークの形成を考慮し分析した結果、結婚イベントが子ども期に不利な家庭にあった人がそうでない家庭に育った人にキャッチアップできる最も明確な要因であった。

第2章では、高等教育機関の夜間部進学者の職業的、経済的地位達成について検討している。夜間部に進学しやすいのはどのような人びとなのか、また夜間部出身者は昼間部出身者と比べて地位達成において不利なのかを検証している。

夜間部進学者の特徴を要約すると、文化的背景は昼間部進学者に近いものの、経済的背景は高卒者と同程度で、高等教育進学者全体のなかでは相対的に不利な状況にあることが示唆された。また、学力水準は昼間部進学者と高卒者の中間に位置していた。

卒業後の職業達成について、初職の分析結果、非正規雇用について、男女ともに夜間部出身者と昼間部出身者の間で有意な差は確認されなかった。専門職については、男女いずれも夜間部出身者が有意に正の効果を持っていた。大企業・ホワイトカラーについては、男性は夜間部出身者の効果が有意ではないが、女性は有意に負の効果を示された。ただし、この結果は彼女たちの専門職志向の強さが影響しており、女性が大企業・官公庁のホワイトカラー職に就職する際、夜間部出身という経歴が不利にはたらくと結論を下すことはできない。

個人年収についても、男女双方で、夜間部・昼間部で有意な差はみられなかった。このことから、初職入職以降も労働市場で、性別を問わず夜間部出身者は昼間部出身者と同等の評価を得ているものと推測される。

以上の点を勘案すれば、高等教育機関の夜間部は「世代間格差の縮小・挽回」に貢献してきたと評価できる。

第3章では大学等（大学，短大，高専，専門学校）の中退者の不利が挽回できるのかについて，世代差を含めた検証をおこなった。

卒業者と中退者の間の“もともとの”の違いについて概観した。出身背景については，1975-86年生まれまでの大学中退者はどちらかといえば大学等卒業者に近い属性を持っていたが，1987-98年生まれのコーホートでは両親学歴を除いた3つの項目（父ホワイトカラー率，父不在割合，暮らしむき）において，高校卒業者に近くなっていることが明らかになった。また，学生生活における熱心度については，コーホートを問わず大学等卒業者との差があることが示された。コーホートが新しいほど，全体的に熱心度は増す傾向にあるが，卒業者と中退者の間の差は維持され続けている。

以上のような卒業者と中退者の間の大学生活の差異を踏まえて行った分析の結果は，男女とも，直近のコーホートにおいてキャッチアップ可能性が小さくなったことが懸念されるものとなった。

上記の状況となった背景には，専門性を有していないと見なされやすい中退者が就くことのできる仕事は「それほど高度な専門知識を要しないが，状況に応じて個別に柔軟な対応が求められる身体的作業」である「非定型手仕事」タイプの業務（「サービス，もてなし，美容，警備，輸送機械の運転，修理・修復」）に就きやすいことがある。

第2部ではキャリアや経済的生活に関するセカンドチャンスが検討されている。

第4章は無業になった者の再就職機会に焦点を当て，求職行動を誰が起こしやすいのかとともに，その影響が無業者を取り巻く社会ネットワーク状況により異なるのかを検討している。

分析の結果，求職行動が就業機会の獲得に寄与していることがわかった。

しかし同時に，求職行動を起こすか否か，またそれが効果的であるか否かが条件つきである。さらに，フェーズによって重要となる社会ネットワークの特性も異なる。無業になってから求職活動を新たに始めるか否かは友人ネットワークの状況に依存する。新たに何かを始め際には外延的（extensive）なネットワークから得られる様々な情報が有用であることを意味する。一方，実際に求職行動を起こす場合には，相談に乗ってくれるなど強い（intensive）ネットワークからのサポートの存在が重要となる。求職活動に伴うストレス，困りごとや課題に対処するためには，単なる情報ではなく，ある程度信

頼できる他者からの関与が必要である。以上のことから，求職活動をおこなわないことや，それがうまくいかないことを本人の責めに帰すことは，おそらく誤りである。

職業キャリアと関連して，第5章では自営業をやめた人びとが別の就業形態に移行した後，どのような環境で働くことができているのかを分析している。

第6章では成人期の貧困経験パターンを記述するとともに，貧困からの脱出の背景を検証している。

第3部では，主観的ウェルビーイングの1つといえるメンタルヘルスの軌跡に着目した分析がなされた。

第7章は，子ども期の逆境体験が成人期の健康格差と関連しているか，またメンタルヘルスの不調がいかなる要因で緩和されるのかを検証されている。

第8章は，男性のメンタルヘルスに対する失業の負の影響に焦点を当て，他者からのサポートとストレス対処力が緩衝要因として機能するかを分析している。

第9章は，人生中年期以降に多くの人びとが経験する親との死別がメンタルヘルスに与える負の影響と，そこから立ち直るための背景要因を検討している。

終章ではそれまでの分析結果が総括された。また，「これまでの人生経験に関する調査」での自由回答結果を補完的に用いることで，現代日本のセカンドチャンスの可能性と課題が論じられた。

まとめ

2章と3章がセカンドチャンスを得るに教育がどのように影響しているかを提示している箇所である。

2章では，大学昼間部進学者と比べれば相対的に不利な社会的背景に置かれやすい若年者にとって，大学夜間部は重要な高等教育の機会であるとともに，その効用も昼間部と比べて劣るものではないことが実証されており，どのような社会的背景の出身者でも高等教育への進学機会を保障していくことの重要性が示唆されていた。

3章では，部分的にはあるが向学習因子の得点の中退者の収入とポジティブに関連していることも明らかにされており，中退者であっても学習習慣というエージェンシー要因がその後の経済的な地位達成につながる可能性を示唆していた。

現在，文科省の施策において，主体的に学ぶ姿勢の形成が強調されている。上記の結果から推測すれば，この能力形成と大学進学への障害を取り除くことによって，たとえ不利な状況に遭遇したとしても，それを乗り越えることが可能となるのではないかと考えた。

しかし、4章でも指摘されている通り、その能力の形成を本人の責めに帰すだけではなく、その能力形成のための支援ネットワーク形成も重要な施策であることを認識しておくことも重要である。

5章以降は紙幅の関係で分析結果の詳細を紹介できなかつた。もし関心のある章題であれば、ぜひとも一読いただきたい。

久保沙織編・倉元直樹監修

『再考 大学入試改革の論理』

(金子書房, 2023年, 214頁)

西郡 大 (佐賀大学)

2014年の中央教育審議会答申以降、大学入試改革の流れの中で大学も高校も「何かが変わる」「何かを変える」という機運が高まっていたのは間違いない。しかし、2021年度入試を目前に、英語民間試験の活用や共通テストへの記述式導入が立て続けに見送られ、さらに「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する仕組みとして構築されてきた「JAPAN e-Portfolio」の運営団体の認可も取り消された。本書は、こうした紆余曲折を経た大学入試改革の論理に注目し、その正体を解き明かそうとする挑戦的な書籍である。

本書は、「東北大学入試研究シリーズ」の第8巻として刊行されたものであり、2022年5月18日に開催された「第36回東北大学高等教育フォーラム 新時代の大学教育を考える [19] 大学入試政策を問う——教育行政と教育現場の『対話』——」(以下、「フォーラム」)がテーマの基軸になっている。第1部は招待参加者3名による論考。第2部はフォーラムの基調講演、現状報告、討議の内容に加えて、招待参加者の論考で構成される。第3部は、現在進行中の入試改革において特に関心の高い教科「情報」に焦点を当てた内容となっている。以下に、本書の目次を示し、各章の概要を示す。

序章 大学入試改革の新たな地平を目指して

第1部 高大接続改革の残り火

第1章 大学入試改革の論理の外で起きること

——「キャリア・パスポート」と「JAPAN e-Portfolio」——

第2章 体験的入学共通テスト談議

——古典的テスト理論による「分析」——

第3章 大学入試改革元年の受験生たちとの対話

第2部 教育行政と教育現場との「対話」

第4章 大学入試のコンプライアンス

——COVID-19対応と未履修問題から見た行政と現場——

第5章 地方公立学校の現場から

第6章 入試をめぐる行政と現場との対話

——高校入試と大学入試を比較して——

第7章 討議——パネルディスカッション——

第8章 東京都立大学と東京都教育委員会による高大連携事業の共同推進

第3部 ケーススタディとしての「情報」

第9章 新学習指導要領の下での大学入試

——高校調査から見えてきた課題——

第10章 教科「情報」と大学入試

終章 教育行政と教育現場の「対話」に向けて

第1章は、立石慎治氏の論考である。大学入試そのものを扱うのではなく、その外部との接点として、「キャリア・パスポート」と「JAPAN e-Portfolio」(以下、JeP)に注目している。この2つは、ほぼ同時期に議論されており、大学入試に関係しないはずのキャリア・パスポートがJePと関連付けられたり、混同して語られたりするなど、一種の混乱をもたらした背景について、「『キャリア・パスポート』導入に向けた調査研究協力者会議」の議事録等を精査することで、我々が念頭に置いておくべき課題を提示する。現段階では、キャリア・パスポートは、選抜資料に利用することは想定せずに、学習活動の一環として位置付けられている。しかし、ふと気づいたときに大学入試の選考材料として議論の俎上に載るかもしれない。本章で振り返る議論の記録は、きっと私たちに警鐘を鳴らすはずである。

第2章は、「75歳、無謀にも共通テストに挑戦を試みる」というタイトルで始まる村上隆氏の論考である。過去最低の平均点と言われた2022年度の数学Ⅰ・Aに村上氏が挑戦し、その実感とともに同テストの外部評価委員の意見を交えた考察から始まる。第3節では、村上氏の専門である心理測定学の枠組み(特に、古典的テスト理論)から解釈することで、理論的な視点でみた問題点や論点を指摘する。数理的な内容も含まれるため、人によって

は難しいと感じるかもしれないが、最終節に、本章の要点が簡潔にまとめられている。まずはこの部分を先に読みポイントを頭に入れた上で、詳細を読んでみると理解の助けになるだろう。

第3章は、大学入試改革元年に受験生だった東大生と高大接続システム改革会議の委員を経験された南風原朝和氏の対話の実録である。2021年度入試を受けた学年の受験生は、一連の入試改革の動向に翻弄された世代である。彼らから事前に収集した質問を、「改革はなぜ頓挫したのか」「政策はどのように決められたのか」「思考力の評価はどうするのか」「英語能力のバランスのよい評価とは」「格差の問題」「共通テストの自己採点方式について」というカテゴリに分類し、それらに南風原氏が答える形式となっている。特に、評者にとって頭を整理することができたのは、共通テストへの英語民間試験や記述式の導入が頓挫した背景をフロー図としてまとめた「大学入試改革の顛末」(図3-1, 40頁)である。目玉改革の頓挫後に設置された「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言には、「これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方」(下線部は評者)という部分があるが、その教訓を読み解くうえでとても参考になると考える。

第4章は、本書シリーズの監修者である倉元直樹氏の論考である。我が国における入学者選抜の構造的特徴として、「テストに基づく選抜」と「個別大学が入学者選抜の主体」の2つを挙げ、COVID-19対応と過去に生じた高校における必修科目の未履修問題という一見無関係に見える事象について、大学入試のコンプライアンスという観点から考察している。特に、2022年度入試におけるオミクロン株流行下において、文部科学大臣名で下された「大学入学共通テスト、個別試験を含めて一切のテストを受験できなかった受験生であっても、必ず合否判定を行うように。1人たりとも残さず選抜を行うべし」という主旨の通達の根源に「未履修問題」があったのではないかという大胆な推理は興味深い。なお、「コンプライアンス」という言葉を用いた意図について、第7章(132-134頁)の討議でも倉元氏が補足説明しているので参照されたい。

第5章は、延沢恵理子氏の論考である。「東北の進路指導を語るとき、この震災を避けて通ることはできない」という印象的な言葉から始まる。地方公立高校の現場で何が起きているか。延沢氏自身の経験を絡めながら理想と現実の間に生じた葛藤が描かれている。特に、高大接続改革について何が変わり、何が変わらないのか。「見

えないものを見ようとして」試行錯誤する強烈な行動力に感心するとともに、実際にやってみたこと(氏の言葉を借りれば「実験好き」)で得られた視点に基づく考察はとても小気味よい。

第6章は、都立高校校長であり、全国高等学校長協会会長の経歴を持つ宮本久也氏の論考である。第5章が眼前の生徒を意識した教育現場の視点だとするならば、本章は、俯瞰的な立場から教育現場を捉えた内容である。氏が関わってきた高校入試と大学入試との比較や、大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用見送りに至る経緯などを紹介しつつ、教育行政、大学、高校による「対話」の重要性を主張する。対話には、フォーマルな対話とインフォーマルな対話があり、このバランスを保つことがより良い施策には不可欠なのだが、このバランスが崩れてしまったことが、英語民間試験の活用延期に繋がる要因になったのではないかと考察する。

第7章は、フォーラムの討議(パネルディスカッション)の様子をまとめている。登壇者は、同フォーラムで基調講演と現状報告を行った第4章の倉元氏、第5章の延沢氏、第6章の宮本氏に加え、当時、国立教育政策研究所所長の浅田和伸氏を加えた4名である。討議では、「行政と現場との対話」「適切な対話の場」「施策におけるスクラップ・アンド・ビルド」「エビデンスの捉え方」「新学習指導要領や教科『情報』への対応」などのトピックについて、それぞれの立場から率直な発言が記録されており、第4章～第6章を補う内容になっている。なお、浅田氏からの寄稿は叶わなかったとのことだが、同フォーラムの報告書で同氏の講演内容を確認できることが序章で紹介されている。また監修者の倉元氏は、基調講演の人選において浅田氏以外の人物はいなかったと終章で振り返っており、たいへん貴重な講演内容と討議の発言だったのではないかと評者も考える。

第8章は、板倉孝信氏による論考であり、東京都立大学と東京都教育委員会による高大連携事業の紹介とともに、その意義と課題に触れられている。各事業の具体的な取り組みが整理されているため、高大連携事業を検討するための材料になるだけでなく、大学、高校、行政との対話を考える上でも有効な視点が含まれる。なお、東京都立大学のホームページの目的・使命をみると、「東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して～」と記載されており、同大学にとっての高大連携事業の位置づけがうかがえる。

第9章は、倉元直樹氏、宮本友弘氏、久保沙織氏、長濱裕幸氏の連名による高校教員を対象に実施した調査結

果の報告である。新学習指導要領の下で学んだ高校生が受験する2025年度入試、特に教科「情報」に関する入試における取り扱いに対して多くの高校教員が慎重な立場であることが分かる。すでに国立大学の多くは、大学入学共通テストにおいて「情報」を課すことを公表し、新しい制度が動こうとしている。本章で考察された「情報教育の重要性をどのように高校に伝えるか」「高校で行われる情報教育が大学での情報教育の基礎となり得るか」「新教科『情報』が大学入学者選抜に相応しいか」という論点については、制度を動かしながらも、注視していく必要があるだろう。

第10章は、稲葉利江子氏により、高校における教科「情報」の学習内容の変遷とともに、大学入学共通テストにおける教科「情報」導入の背景がまとめられている。新教科と聞けば、多くの人には試験問題作成のノウハウをこれから蓄積するという印象を持つだろうが、稲葉氏によれば、数学②の選択科目として、これまで実施されてきた「情報関係基礎」の問題をみれば、新教科「情報」の試験問題作成における基礎的なノウハウは蓄積されるとされる。「情報」が大学入試の科目となることで情報教育の充実、ひいてはコンピュータ科学の学習環境の整備を期待する立場からの論考となっている。

本書を通読することで、再認識したことは、「何のための改革か」「誰のための改革か」という本質的な問いである。大学入試に関わる大学、高校、行政など、それぞれが立脚する正義（いわゆる「改革の論理」）が異なれば、摩擦が生じるのは当然である。終章で倉元氏は、「高大接続改革はその始まりから転換点に至るまでのプロセスにおいて、様々なステークホルダーに必要以上の対立の構図と抜き差しならない分断をもたらした」と述べている。こうした分断の問題は、近視眼的な議論に陥ることで、「何のための改革か」「誰のための改革か」という本質的な問いを見失ってしまうことに原因があるのではないだろうか。

改めて第7章（136頁）の「大学入試は妥協の芸術」という倉元氏の造語を考えてみたい。ここに理想を追求するという甘美な要素は含まれない。むしろ、徹底的な現実直視の雰囲気醸し出す。「妥協」というネガティブな表現こそ含まれるが、各立場における改革の論理がある中で、「芸術」と呼べるほどの絶妙なバランスが保たれた妥協点を見出すことの凄さを表現している。歴史を振り返れば、大学入試改革は、同じような論理で議論が繰り返されてきたし、これからも繰り返されるかもしれない。各ステークホルダーが「誰の、何のための改革か」

という本質的な問いを見失うことなく、現実を直視しながら全体最適を志向する必要性を本書は問題提起しているのではないだろうか。

黒田昌裕著

『科学技術と日本の経済成長：知的資本投資の効果測定』

（慶應義塾大学出版会，2024年，352頁）

齋藤 芳子（名古屋大学）

本書のタイトルには「科学技術」と「経済」の言葉が含まれる。この2つの言葉を含む書籍はCiNiiで調べてみると数えるほどしかない一方で、省庁やシンクタンクの報告書には度々登場する組み合わせである。科学技術政策が科学技術イノベーション政策となった現代らしいタイトルと言えようか。実際、本書は、一般均衡理論の実証分野で著名な黒田昌裕氏が、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業（SciREX）のなかで発展させた産業連関分析を解説した書である。その視点は政策寄りのようでもあり、他方では、黒田氏の研究関心とその成果の集大成に位置づく内容でもある。

黒田氏は、本書の取り組みをトランスサイエンスの枠組みで捉えようとする。トランスサイエンスとは「科学に問うことはできるが、科学によって答えることのできない問題群からなる領域」（ワインバーグ，1972）であり、科学と政治の「交錯する領域が大きくなってきている」（小林，2007）状況が背景にある。科学技術社会論を専門とする評者からすると、トランスサイエンスという言葉が出てきた途端に、経済学だけでは問題が解決できないでしょう、たくさんのステークホルダーを集めてよく議論しなければ、といった方向に思考を進めてしまいそうになる。しかし、黒田氏は、経済学をトランスサイエンス（この場合は、科学技術イノベーション政策の立案や評価）に耐えうるものにするのを企図しており、そのような直線的な思考が評者にはかえって新鮮に映ったところである。そして、トランスサイエンスには「レオンチェフが唱えた経済学への批判に通じるものがある」（p.6）として、レオンチェフによる一般均衡理論にお

る実証性の追求に連なる研究を展開していく。

本書の目標は、トランスサイエンスの時代を念頭に、「第2次世界大戦後の日本経済の発展の特徴を確認し、21世紀の科学技術と社会の関係を実証的に把握し、その構造と影響を評価し、今後の科学技術政策、そして産業政策の在り方を考察すること」(p.9)である。具体的には、大戦後の日本経済を概観したのち、全要素生産性(全要素投入量に対する生産量の比)を指標とし、有形資本に加えて、研究開発投資および情報処理投資という2つの知的投資を無形資本投資として取り入れて、知的資本が産業の生産性や市場の構造に及ぼす影響を見るためのモデルを構築する。このとき、大学や研究機関における研究活動に対する政府の公的助成は、有形・無形の補助・支援となり、公共財としての知識ストックを蓄積するものとして算入されている。この知識ストックは、特許権を通じて取引されるか、または「無償の非競争材として関係する産業部門の生産物の産出および市場財としての知識サービス生産に影響を与えると考え」(p.52)られている。

本書の中で黒田氏は、上記のモデルを用いて、高度経済成長期にみられたような有形資本投資の拡大によって技術効率が高まるという図式が近年は影をひそめ、他方で知的資本は拡大しているものの経済(生産効率)は今ひとつ活性化していないという状況を数値化してみせる。さらに産業別の技術特性を精査し、バブル崩壊後の日本経済との合致を確認する。そして、産业内の3活動(主生産活動、企業内研究開発、情報処理活動)のシナジー効果を計算し、それがほとんど見られないことが、経済構造が変化しているにも関わらず活性化していないことと関連づけて説明される。それらをふまえ、政策評価のための「政策シミュレーター」の必要性を説き、その構造を提案して、本書は締めくくられる。

評者は経済学徒ではないので、本書を読むにあたっては、経済学用語を辞典などで確認しながら、数式を追うことに精一杯であったことを正直に告白しておきたい(行列式の計算など、工学部生時代以来である)。それゆえ、経済学分野での本書の価値を察することは評者の能力ではできない。一方、評者の科学技術社会論分野の感覚ゆえか、いくつかの視点を取り込むことはできなかったのだろうかと感じたところである。

たとえば、研究開発投資を短期に回収できる見込みが立つならば、企業内研究開発として取り組めるのではないかという点である。研究開発投資の成果が企業における開発に应用されるまでの時間は区々である。大学等の

研究機関によるものには、殊更に長いものも含まれる。モデルではこれらをすべてストックと見なして蓄積しており、短期に回収できるほど投資効果が高いという前提を置いていることになると思われる。大学発の知的ストックに対して、波及までの期間とインパクトの大きさを定式化するような試みが見たかったように思うのは、期待が大きすぎるだろうか。

そもそも、科学技術の成果は、必ずしも経済成長と結びつかなくてもよい。大学における研究開発であれば、金銭とは異なるかたちでの社会の豊かさへの寄与や、社会の不公正の是正といった、公共性への期待がある。それゆえに、経済への寄与度だけで科学技術への投資を評価すべきではない。他方で、投資の段階で、経済への寄与は〇割で社会への寄与は〇割というような計画を立てづらなのが科学技術の性質でもある。結果的にどのような割合で役に立ってきたかを測定する試みがあったならば、科学技術イノベーション政策にとって有用かもしれないと考えさせられたところである。

また、科学技術・学術政策は必ずしも金銭の投入というかたちで実行されるわけでもない。たとえば、認証評価などの枠組みのなかで誘導される研究開発やその成果の方向性は、経済学モデルによる分析には馴染みにくいと思われる一方で、大学関係者が気にかけている側面の1つでもあり、政策の効果測定という観点からは取り入れてみたい要素である。

科学技術の負の側面に触れられていないことは、読後の物たりなさにつながっているように思う。たとえば、遺伝子組み換え食品は国内ではどちらかといえば忌避される傾向にある。しかし、食糧難を救うといった異なる価値を伴えば評価される。科学技術「らしさ」が商品・サービスの価値を上げることも下げることもある点は、経済学のモデルにどのように反映できるのだろうか。さらに言えば、科学技術が人々の経済格差を助長しているという指摘も存在するなかで、経済成長の側面だけを見てよいのか、ほかの価値も含めた総合的な効果測定が必要なのではあるまいかという考えも浮かぶ。それは、「社会的共通資本」(ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を安定的に維持することを可能にする社会的装置)(宇沢, 2000)を実証的にモデルに組み込むという壮大なプロジェクトになろうか。いずれにせよ、これこそまさにトランスサイエンス的な問題のように思われる。

もちろん、著者の黒田氏ご自身も、こうした視点が含まれていないことはご承知のうえであり、本書で用いて

いる産業連関表では「公共財としての知識サービスの取引を明示的には表現できないという問題を残す」(p.53)と記している。経済学のモデルは限定的な状況でのみ成立するのであり、これに「正確さを期待し「多くのことを求めすぎ」(コリンズ & ピンチ, 2001, p.175-176) するという指摘がすでになされていることをふまえて、柔軟に利用していく必要があることを肝に銘じたい。

黒田氏の意図は、むしろ、現在までの成果をまとめて示すことで、今後この分野の研究がトランスサイエンス的に広がり、深まっていくことへの期待であるように思う。実際、経済学は門外漢の評者が本書を手に取り、自分の専門分野の観点から理解しようとしたことは、トランスサイエンス的な取り組みにつながる第一歩なのかもしれないと感じた次第である。

【参考文献】

- 宇沢弘文 (2001) 『社会的共通資本』岩波新書。
 小林傳司 (2007) 『トランス・サイエンスの時代—科学技術と社会をつなぐ』NTT 出版。
 コリンズ・H., ピンチ, T.(村上陽一郎, 平川秀幸訳) (2001) 『迷路のなかのテクノロジー』化学同人。
 Weinberg, A. M. (1972). Science and trans-science, *Minerva* 10(2), 209-222.

経済協力開発機構 (OECD) 編著
 赤林英夫監訳・濱田久美子訳

『教育の経済価値：質の高い教育のための学校財政と教育政策』

(明石書店, 2023年, 260頁)

間瀬 泰尚 (神戸親和大学)

通常、書評を執筆するにあたってはまず書籍の構成や内容について簡潔に記した後、他の研究との関係や今後の発展可能性について記すことになる。しかし、本書の場合、巻末に付されている「監訳者解説」があまりにも優秀でよくまとまっており、教育経済学の観点から付け加える内容は私の力量不足もあってほとんどない。かと

いって、執筆を引き受けた以上、本書の内容について全く触れないのもあまりにも不案内であるので、監訳者解説の力も借りながらまずは概観しておく。

本書は2022年6月に OECD 教育・スキル局と OECD 経済局が開催したセミナー「ポストコロナ時代の教育におけるバリュー・フォー・マネーに関するハイレベルセミナー」を基にまとめられたものである。「ハイレベル」とは「OECD 加盟国の財務と教育を担当する省庁から上級代表者」が集まったことを指している (p.5)。従って、本書の方向性はよりよい政策立案を目指すことにある。その際の基準の1つが「費用に見合う価値 (バリュー・フォー・マネー)」である (p.4)。そうは言っても、本書の内容は企業のように利潤の最大化を目指す方向性ではない。教育に対する公的支出を確保するために、2重の意味でこの視点が重要なのである。1つは政府支出の無制限な拡大が出来ない以上、他の支出、特に少子高齢化に伴う社会保障費の増大に対して、教育への支出を確保していくためには、納税者に対する説明責任として「教育の価値」を示すことが必須になっているということであり、もう1つは、教育達成を導き出すための手段が複数ある中で、「費用最小化」という観点から適切な政策手段を選択することの重要度が増しているのだ。

章ごとに取り扱う内容は以下のようになっている。第2章以下にはサブタイトルが付されており、そちらが本書の主題をよりよく表している。

- 第1章 経済的成果のための人的資本の重要性
- 第2章 教育がもたらす広範な社会的成果
 - 個人と社会の繁栄のための教育—
- 第3章 学校財政の運用と分配
 - 資源と学習を効果的に結びつける—
- 第4章 学校財政の活用
 - 教育の効率性と公平性を両立させる—
- 第5章 学校予算執行の計画と監視
 - 公平性と実績を向上させる—

第1章では議論のベースとして「人的資本」という最重要概念を再確認し、OECD が実施している「生徒の学習到達度調査 (PISA)」と「国際成人力調査 (PIAAC)」の結果に基づいて新しい人的資本指標を提唱している。また人的資本を高める政策は、成果が出るまで時間がかかるという欠点はあるが、長期的に見れば生産性を大きく向上させる効果があると指摘している。

続く第2章では経済面に限らない教育の効果として、

教育を受けた個人だけでなく、その周囲の人々のウェルビーイングを高める効果があることが指摘されている。さらにその効果は地域社会の改善といった範囲だけでなく、パンデミックや地球温暖化といった地球規模の問題を解決していく際にもプラスの効果が見込まれている。それこそまさに「正の外部性（外部効果）」だという。

第3章では学校制度のガバナンスや資源配分の仕組みに着目している。ポイントは効率性と公平性の確保であり、財政における地方と中央の問題や、私立学校に対する補助や規制の在り方にも言及している。監訳者解説でも触れられている通り「教職員への投資が不十分であると、学校での仕事の魅力が低下し、有能な専門家の雇用と維持が困難になる」という指摘（P.252）は重い。また私立学校へ公的助成を行う際は公平性の確保に留意すべきだという指摘も日本の状況を考える上で重要だ。

第4章では通常トレードオフの関係とされる「効率性」と「公平性」を両立させている事例が紹介されている。具体的には質の高い幼児教育・保育への投資、教員の質への投資、留年や退学といった教育の失敗の削減、需要の変化に対する学校間連携の適応といった事例である。特に3つ目の「失敗の削減」は高等教育においても重要と考えられるが、本書に掲載されているのは中等教育レベルの事例がほとんどである。

最終第5章ではPDCAサイクル等に基づいた予算編成、執行、結果の評価と報告、次期政策への反映という流れの有効性が強調されている。こうしたシステムを効果的に運用するにはデータの整備とインパクト評価の導入、組織内の意識の共有が不可欠である。

以上のように、本書の内容は政策担当者にとって特に有意義なものとなっている。OECD加盟各国の「Good Practice」が豊富に取り上げられている点も説得力を増すことに寄与している。しかし、本書がカバーする内容は就学前教育から初中等教育までがほとんどであり、高等教育に関する分析は必ずしも多くない。その大きな理由は本書が依拠しているデータにあると考えられる。

中心的に用いられているのはPISA並びにPIAACの結果である。もちろんOECDが毎年編集している『Education at a Glance』（日本語版は『図表で見る教育』）のために収集された膨大なデータも活用されているが、PISA調査が世界の15歳を対象として実施されているということもあって、高等教育への直接の言及が少なくなっていると考えられる。もちろん、第2章における教育がもたらす広範な社会的効果を検証するにあたっては、高等教育修了者の受ける経済的利益だけではなく、

「ネガティブな感情バランスを経験した割合が低い（P.61）」「対人信頼度の上昇（P.70）」といった良き市民を育成し、社会の改善に役立つ点が強調されている。しかし、3章から5章にわたる「より良い（＝効率性と公平性を両立させた）教育政策運営」については高等教育への言及はほとんど行われていない。

したがって、本書にまとめられている知見を高等教育に拡張していくのは、我々高等教育研究者ならびに政策担当関係者に残された課題とっていいだろう。特に日本では高等教育の私的利益を強調するきらいがある。正の外部性を考慮すれば、「Fラン大学など不要」といった乱暴な意見にはならないはずだ。激しい少子化が進行し、今後進学者の減少が見込まれる中で、一定の政府資金を獲得し続けるためには、エビデンスに基づいた教育の社会的効果をアピールし続ける必要がある。そして新しい政策の方向性を立案し、実現に向けて政府や社会全体にアピールしていくにあたっては、「教育の公平性と効率性の両立」を目指しながら、一方で限られた資金から最大限の効果を引き出すための政策立案が求められることは間違いない。本書の内容はそうした方向性を指し示してくれる。

小林雅之著

『アメリカの授業料と奨学金研究の展開』

（東信堂，2024年，520頁）

福井 文威（鎌倉女子大学）

本書は、アメリカにおける授業料・奨学金に関する研究と高等教育の機会均等化政策の動向を明らかにし、日本の高等教育研究や高等教育政策に寄与することを目的とした一冊である。著者である小林雅之氏（東京大学名誉教授）は、これまで日本高等教育学会会長をはじめ、文部科学省の「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」（平成27年から平成28年）、「大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議」（令和4年）の座長等を歴任し、現代日本の奨学金政策の形成にも大きな貢献を果たしてきた。

本書は、約500頁を超える大著であるが、奨学金をは

じめとする学生への経済的支援は教育の機会均等化に寄与しているのか、という問いを基軸としながら、アメリカと日本の関連研究約700本をレビューしている。連邦政府の奨学金制度を規定した1965年の高等教育法の成立以来、約半世紀に及ぶアメリカの授業料と奨学金に関する研究動向をまとめ上げることを通じて、アメリカの研究者がどのようなアプローチをとりながら、その効果検証をしてきたのか、その歴史を辿る書物としても読むことができる。

まずは、各章の内容を追いながら、本書を概観していくこととしよう。第1章「授業料・奨学金研究の目的」では、学生への経済的支援のあり方を理解する上での基本概念が概説される。「学費」と「教育費」の違い、教育費を誰が負担するのかという問題の背後にある教育観や哲学について示される。実証研究の分析結果は、対象とするデータや時代によって左右されるが、その土台となる理論的視座を本章を通じて理解することができる。

第2章「大学授業料と奨学金」は、大学の授業料はなぜあがり続けるのかという問題に対して、複数の学説が紹介された後、教育費負担を検討する上では授業料と奨学金をセットの問題として捉える必要があることが論じられる。とりわけアメリカでは高授業料と高奨学金を組み合わせる政策が1990年代以降に展開されてきたことや、学生への経済的支援もニードベースかメリットベースか、給付か貸与か、受給の決定時期が入学前か入学後か、奨学金の受給対象者数を増やすのか一人当たりの受給額を増やすのかなど、多様な形態があることが示される。さらに、近年注目されている所得連動型ローンの制度について、オーストラリア、イギリス、アメリカ、韓国、日本の制度的特徴が紹介される。

第3章「アメリカの教育機会と授業料・奨学金」では、アメリカの高等教育においてなぜ教育機会の均等が重視されてきたのか、その社会背景をおさえつつ、授業料と奨学金に関する歴史の変遷が示される。アメリカでは、多様な経済支援制度が展開されてきたことが指摘され、連邦ペル奨学金や連邦学資ローン、州政府、民間団体、大学独自の奨学金の内容が詳細に示される。その上で、低授業料政策が低所得者層（非大卒者層）から高所得者層（大卒者層）への逆進的な分配をもたらすとする学説をめぐる論争（ハンセン・ワイスブロード・ペックマン論争）や、連邦奨学金の支給が大学授業料を引き上げている可能性を示唆する学説（ベネット仮説）が紹介され、アメリカの学生への経済支援制度の複雑さと、その背後にある重層的な論点を理解できる構成となっている。

第4章から第6章にかけて、いよいよ奨学金をはじめとする学生への経済的支援が教育機会均等化に寄与しているのか、実証研究のレビューが展開される。まず、第4章「アメリカの教育機会研究の展開とその背景」では、社会学・経済学・心理学等の諸領域で検討されてきた高等教育へのアクセスや教育機会の選択に影響を及ぼす要因が整理され、今後の研究モデルを構築する上でも大いに参考になる。続いて、第5章「学生支援の高等教育機会への効果に関する実証研究」と第6章「学生支援の学業継続に対する効果に関する実証研究」では、本書の主題である奨学金の効果を検証する研究論文が取り上げられる。著者は、奨学金の効果検証に関する研究論文をレビューする上で、①高等教育に進学するか否かに関する選択、②進学先の高等教育機関の種類に関する選択、③在学中の学業継続に関する選択という、学生の行動を3つの段階に整理し、実証研究の動向を見通しよく把握できる構成にしている。さらに、時代ごとの研究関心や研究手法が整理され、時代とともに分析の手法がより精緻化し、2000年代以降には、差の差分分析、回帰不連続分析、擬似実験や実験手法等を用いた研究が進展していることが示される。一方で、分析対象とする奨学金の種類、学生の属性、高等教育機関の特性が細分化される傾向が強まり、実証研究の結果が混在している状況にあることが指摘される。

第7章「情報ギャップの問題」では、近年、アメリカのみならず日本、イギリス、中国などでも論点化しつつある、複雑化する奨学金制度に関する情報が生徒・学生・家族に十分に届いていない問題が取り上げられる。奨学金に関する情報不足や、学費や大学卒業後の所得に関する過誤推計の問題に加え、それを補完するスクールカウンセラーや支援プログラムの役割などがまとめられている。情報ギャップと教育機会に関する研究が、アメリカでどのように進められてきたか把握する上で有益な内容となっている。

第8章「授業料・奨学金と大学行動の実証研究」では、教育供給者側である大学の行動が分析される。ここでは、アメリカで高授業料/高奨学金政策をどの程度の大学が採用しているのか、各大学の奨学金の配分状況がどのように分布しているのかなど、アメリカの統計データの二次分析から提示される。本書の第2章と併わせて読むことで、アメリカの大学独自奨学金や授業料設定の実態について理解を深めることができる。

最終章となる第9章「高等教育機会と学生支援をめぐる研究と課題」では、アメリカの研究動向及び日本の学

生への経済支援制度の特質が検討され、今後の研究課題と政策的なインプリケーションが示される。特に貸与奨学金の拡大が、教育費の負担を親負担から子負担へとシフトさせる側面があるという指摘や、情報ギャップを解消するための著者の具体的な提言がなされている。また、日本における授業料と奨学金に関する先行研究の一覧も列挙されており、これから研究を進めようとする読者は大いに参考となるだろう。

総じて、本書は、アメリカの授業料と奨学金政策の動向を理解する上での導入書であると同時に、教育機会均等と奨学金をめぐる理論的・実証的議論を深化させたい読者や高等教育政策形成に関与する実務者にとって欠かせない著作である。アメリカの授業料と奨学金や学費ローン、制度的な複雑性に加え、学生の学力や社会経済的背景、情報ギャップ、大学の行動など、極めて多面的な要因が絡んでいる。本書を読むことで、読者は、「学生への経済的支援は教育機会均等化をもたらす」という単純な図式にとどまらず、多様な学生への経済支援制度が、進学選択や学業継続を左右する複雑なエコシステムの要素として機能していることを改めて認識することができる。

2017年より、日本でも全国レベルの公的な給付型奨学金がスタートし、今後その奨学金の効果の有無や条件による差異を検証することが求められている。その際に、研究者が踏まえるべき基礎知識と実証研究のアプローチを詳細に提示している点も、本書は極めて有益である。日本を含むアメリカ以外の国の高等教育システムを考える上でも示唆に富んでおり、今後の学生への経済支援制度の方向性を考える際の重要な参考文献となるはずだ。

もともと、本書にはいくつか指摘すべき事柄もある。第一に、本書の分析は、アメリカ国内の既存文献や統計に基づき、それらを包括的かつバランスよく整理しているとはいえ、分析の焦点は主に奨学金の効果検証にある。そのため、第3章に一部言及はあるものの、奨学金制度の政策過程や、奨学金に関する学術的研究成果と政策形成の繋がりなど、制度史的・政治経済学的な観点については、さらに踏み込む余地を残している。また、大学独自の奨学金が成り立つ背景には、各大学の基本財産に関するマネジメントが大きく関わっていることを踏まえると、大学内部での意思決定プロセスの観点を加えることで、より包括的な政策・経営分析への展開が生まれるものと思われる。

第二に、本書では冒頭に「student financial aid」という用語に「学生への経済的支援」という訳をあてているも

の、全体を通じては「学生支援」という訳語を使用している。近年「学生支援」は、経済的支援のみならず、学習支援、学生のメンタルヘルスサポート、キャリア支援、障がい学生への配慮などはじめとして、多面的な取り組みを含む概念となっている。本書の議論は、あくまで学生への経済的支援を中心に据えているため、読者はその前提を踏まえて読み進める必要がある。

最後に、本書では主として学部段階における学生への経済的支援と進学や学業継続に関する研究動向が取り上げられているが、今後の展開として、大学院段階での経済的支援も極めて重要な研究課題となることを指摘しておきたい。特に、日本では学部段階の教育費を保護者が負担する慣行があったものの、大学院進学時にはこのモデルが必ずしも通用しない点なども大きな論点となるであろう。科学技術イノベーション政策の観点からも、大学院生への奨学金やフェローシップ、研究費補助の拡充は、喫緊の課題である。本書の視点をさらに拡張・展開し、修士課程や博士課程の学生に対する経済的支援を検証する研究へと射程を広げることが期待される。

澤田敬人・奥田久春編著

『オセアニア諸国の高等教育への接続と社会的公正』

(学事出版、2023年、120頁)

夏目 達也 (桜美林大学)

本書は、オセアニア諸国および日本の後期中等教育から高等教育への接続と選抜に関する制度のあり方について論じること、社会経済的背景をふまえた教育格差への問いを明らかにしつつ重層的な地域の実情を解明することを目的に掲げている。この目的のために組織された研究会のメンバーによる著作である。

本書の構成は以下のとおりである。

序 オセアニア諸国の高等教育への接続と教育格差

第1章 オーストラリアの後期中等教育修了資格

第2章 社会経済的背景から考えるオーストラリアの後期中等教育修了資格と社会的公正

第3章 ニュージーランドの後期中等教育修了資格と

高等教育への接続

第4章 ニュージーランドの後期中等教育における公正性

第5章 オセアニア島嶼国 サモアなどでの後期中等教育修了資格

おわりに—まとめにかえて

本書の構成から理解できるように、オーストラリア、ニュージーランド、オセアニア島嶼国の後期中等教育修了資格に関する制度の解説と、高等教育への接続をめぐる社会的公正性についての考察が中心となっている。

第1章では、オーストラリアの後期中等教育修了資格(以下、修了資格と略す。)の変遷を概観している。①同国の修了資格が競争的資格試験であること、②歴史的には試験中心の伝統的学習指導から「個人を尊重した学習指導」に転換し、修了資格試験に一本化されたこと、③修了資格試験に関しては州・直轄区の独自性が強いこと、④大学入試のための後期中等教育から脱却したこと等を指摘している。

第2章では、初等教育段階から大学入学まで、学習者の社会経済的背景が学校教育の成果に密接に関連すること、全国学習到達度評価(NAPLAN)の結果から、先住民との学力格差および社会階層との関係性の社会格差が明確になっていることを明らかにした。

社会的公正を促進するための方策として、高等教育機関への財政支援を伴うプログラム(HEPPP)が2010年から実施されている。これは、困難な社会的経済的背景をもつ生徒(貧困、遠隔地・僻地居住の生徒や先住民の生徒)の高等教育進学拡大や、高等教育入学後の学習支援、さらに修了後を見据えた支援の提供をめざすものである。HEPPP以外にも、経済面の支援に重きをおく「高等教育ローンプログラム」や障害をもつ学生に焦点を絞ったサポートプログラムも用意されている。

第3章では、ニュージーランドの修了資格(NCEA)と高等教育への接続問題を扱っている。NCEAは、資格認定局(NZQA)が管理・運営するものであり、中等学校11-13学年の生徒が対象になる。高等教育進学には、13年生が取得するレベル3が前提条件となる。NCEAの資格要件となる科目の履修・修了には、各科目ごとに設定されるスタンダードの達成が必要である。大学入学要件を満たすには、NCEAに加えてリテラシー科目やニューメラシー科目のほか、大学の求める科目について、それぞれ所定単位数の履修が必要になる。NCEAのレベル3を達成した生徒の割合は全就学者の66%、大学入学要件を満たした生徒の割合は同49%にとどまる(2018

年度)。章のまとめとして、①NCEAの評価の細分化による生徒・教員の負担増大の中で、教育効果のエビデンス収集と負担のバランスをとることが必要であること、②NCEA履修者の多様化に対応して学習プログラムの柔軟化や評価の細分化への対応が必要になっていること等を指摘している。

第4章では、ニュージーランドで社会経済的に不利な条件にある生徒の学習到達度向上の取組について、それが公正性の確保につながるかどうかを検討している。社会経済的尺度のディサイルを用いて不利な地域の学校に資金援助を行ってきたが、社会経済的な差異に起因する教育格差の縮減や、生徒の学習到達度向上に効果をあげているとは言いがたい状況にある。とくに先住少数民族の学習成績の改善は進んでいない。ディサイルは一般的に学校の質を計るものとして誤用され、本来の目的を果たせていないこと、英語を母語としない生徒のための英語授業(ESOL)が社会経済的に恵まれた生徒層に有利に作用し、ヨーロッパ系生徒の状況改善につながっていないこと等を明らかにしている。

第5章では、オセアニア島嶼国の修了資格について解説している。南太平洋教育評価委員会が1980年代から実施する地域共通試験(PSSC)があり、島嶼国の多くは同試験に参加する形で後期中等教育修了を認定していた。これらの7カ国は一部を除き、イギリスやニュージーランドの教育制度の影響を強く受けていたこと、2010年代以降、PSSCから独自の資格試験に切り替えていること、とはいえ国際性と各国の独自性の間のバランスをとる観点から、島嶼国間で歩調をあわせる動きもみられること等を明らかにしている。

本書の特徴は、評者のみ限り、以下のような点にある。

第1に、オセアニア諸国における後期中等教育から高等教育への接続と選抜に関する制度を、最新のデータを示しつつ、丁寧に解説している。単なる制度の解説にとどまらず、社会経済的背景を反映して対象の各国とも高等教育機会の格差が大きいこと、格差は家庭の所得水準や居住地等の多様な要素により生じていること、格差緩和しより多くの者に高等教育進学機会を保障すべく、政府を中心に多様な施策が講じられていることを指摘している。これらの点は、「決して、各国の制度や現状を紹介することにとどまらず、それらが構築されてきた歴史的背景をふまえた上で、様々な角度から制度をとらえ、豊富なデータから現状を分析することで、批判的かつ重層的な内容になるよう心がけた」という著者らの思いが

込められている。

第2に、オーストラリアやニュージーランドのように、しばしば研究対象とされてきた国々だけでなく、島嶼国についても、両国と同様に、高等教育入学者選抜の問題や入学後の教育をめぐる格差の問題を取り上げていることである。これらの国については、従来ほとんど取り上げられてこなかったように思われるだけに、これらの諸国を考察対象に加えた点は貴重である。

第3に、各章の冒頭に「本章を読む前に」と題して、章の概要や重要なポイントが提示されており、読書の理解を助けている。

第4に、「日本の論点」と題して、2〜3ページの短いコラムが設けられている。ここでは、入学試験制度と教育格差、高大接続をめぐる問題状況や改善策について日本の状況が簡潔に解説されており、各章で取り上げられている各国の状況の特徴が日本との比較で浮かび上がるように配慮されている。

このように、オセアニア諸国の高大接続問題や高等教育進学機会の格差問題について、多くの重要な情報が提供されており、同諸国における制度改革や高大接続をめぐる公正性の問題状況を理解することを助ける内容になっている。

その一方で、評者には、以下の点がやや気になった。一つは、オーストラリア国内でも州の権限が強く、教育制度全般や大学入試制度等は州間で異なってきたが、それがなぜ統一が図られるようになってきているのか、統一化のための連邦政府と州政府間の調整等の作業過程や課題等はいかなるものか。これらの問題は、州内の住民の社会経済的背景の格差の問題も関係しており、容易には解決し得ない問題である。さらに、諸外国にとっても今後の改革を進めるうえで重要な課題になり得る問題である。それだけに、丁寧な考察と記述がほしいところである。

第2に、オーストラリアとニュージーランドについては、修了資格や高大接続の制度と社会的公正の問題状況等の両面について、それぞれ一章ずつ設けている。島嶼国についても、両面の解説が必要だったのではないだろうか。上記のように、島嶼国を考察対象に加えた点が本書の特徴になっていることを考慮すると、この点の記述が不十分になったことは悔やまれる。

第3に、本書は「オセアニア諸国」を前面に打ち出しているが、これらの国の間でも、問題状況は異なっており、したがって高大接続や高等教育進学をめぐる制度や政策にも差異は小さくないように思われる。そのため、

「オセアニア諸国」として一括りに論ずることができるのか適切なのか、疑問の余地なしとはしない。あえて一括りにするのであれば、欧米諸国やアジア諸国との比較・検討を行い、それらの諸国とは区別できる特徴が「オセアニア諸国」にあることを、その具体的内容を示しつつ指摘することが必要ではないだろうか。

これらの点は、あくまで評者の感想—ないものねだりの感も否定できない—にすぎず、本書のすぐれた特徴を損なうものではない。オセアニア諸国の中等教育・高等教育制度、両教育間の接続、さらに社会的公正等の問題について、本書はまとまった知識・情報を提供している。比較教育の研究者から一般の読者まで広範な人々にとって、多くのことを学べる図書といえる。

末松和子編

『新時代の国際教育交流に向けて：東北大学モデル』

(東北大学出版会，2024年，224頁)

太田 浩（一橋大学）

本書は、東北大学が文部科学省の「大学の国際化拠点整備事業：大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（通称：G30）」に採択された2009年以来、同種の競争的資金を活用しながら、今日まで継続的かつ飛躍的に国際化を進展させてきた取り組みを集約したものである。特に、COVID-19のパンデミック発生後、学生の物理的移動を伴う国際教育交流からICTを活用したバーチャルな国際教育交流への移行を“Be Global”と称し、それを短期間で成し遂げた経緯が総括されている。

このBe Globalというキャッチ・フレーズは、2010年代の国際教育において、海外研修・留学のように外国に行って学ぶこと（Go Global）が政策的にも推進されてきたことで、結果として経済的、時間的に余裕がある限られた学生を対象としていたことへの反省も含まれている。言い換えると、パンデミックにより人の国際移動が長期にわたって停止した危機的状況を、ICT活用による（物理的移動を必要としない）国際教育を展開する機会と位置付け、原則的にすべての学生が国際教育の対象と

なる方向を目指したのである。それが「Go Global から Be Global へ」という転換であり、学長を含むリーダーシップの下、全学的に推進したことは、多くの日本の大学が、ICTを活用による新しい国際教育のリスク面を過剰に捉えて、先行事例の状況を何ような待ちの姿勢を取っていたこととは対照的である。欧米の大学がパンデミック前からICTによる国際教育に取り組んでいたことを考えると、嵐が過ぎるのを待つような受け身の姿勢こそ、海外の大学との学生交流が途絶えるリスクが高いと言える。

さらに、ICTを活用した手法をパンデミックへの緊急対応としてだけではなく、また物理的移動による交流プログラムの代替（本物ではなく廉価版的扱い）としてもなく、国際教育交流の新たな様相として取り組んでいたことも特筆すべき点である。東北大学の今後のGo Global と Be Global の融合に注目したい。

第1部「グローバル人材育成の取り組み」は、G30採択時から現在に至るまでの、東北大学の教育の国際化に焦点をあててレビューしている。3つの章で構成されており、第1章は、グローバル・ラーニング・センターと留学生課が中心となって取り組んだ教育の国際化のレビューが中心だが、ニュー・ノーマルに向けた今後の東北大学における国際教育交流についても論じている。第2章は、文科省の「グローバル人材育成支援事業」を活用した東北大学グローバル・リーダー育成プログラムの成果と今後の展開がまとめられている。第3章は、「内なる国際化」に焦点を当て、それを具現化するためのカリキュラムの国際化、及び留学生と国内学生の協働を授業に取り入れる「国際共修」への取り組みについて、その歩み、成果、課題を分析すると共に、ポスト・パンデミックにおける国際共修実践のあり方について議論している。

第2部「学生のニーズに沿った多様な海外留学プログラム」は、上述の文科省グローバル人材育成支援事業によって発展した東北大学の派遣留学プログラムと留学準備支援についての成果を検証している。第4章は、東北大学が学生の多様化するニーズに応えるべく開発してきた多数の特色ある海外留学プログラムの実績と成果をレビューすると共に、ポスト・パンデミックの展望を示している。第5章は、ポスト・パンデミックにおける短期留学プログラムのあり方について現地研修とオンライン研修参加者への質問票調査による結果の分析を通して考察している。第6章は、学生主体の留学啓発活動と留学準備支援を行うグローバル・キャンパス・サポーター制度について報告しており、東北大学では、留学機運を

高めるための取り組みを教職員と学生が協働して実施していることが分かる。第7章は、高校から大学への国際教育の橋渡しとして実施されている入学前海外研修プログラムの経緯と発展について振り返ると共にパンデミック中のオンラインによる研修の成果について分析している。

第3部は、外国人留学生への教育と支援への取り組みが中心となっている。第8章は、G30の採択によって新設された国際学位プログラム（理工系の学士課程コース）の発展過程とパンデミック中のICTを活用した取り組みをレビューしている。第9章は、東北大学グローバル・ラーニング・センターが実施してきた多様な留学生受け入れプログラム（交換留学、短期研修、サマープログラムなど）について発展の経緯、成果、課題をパンデミック中のICTを活用した取り組みを含めて分析したうえで、今後の展望について述べている。第10章は、東北大学が提供してきた留学生支援の展開を振り返ると共に、2020年に実施された留学生学生生活調査の結果を踏まえた留学生の抱える課題とニーズの検証、並びにパンデミック中でのICTを活用した留学生支援の変遷、そして今後の展望について論じている。

全体を通して、東北大学における教育の国際化についてパンデミック前、パンデミック中、そしてポスト・パンデミックと時系列に沿って、取り組みの経緯、実績、成果が分析されており、最後にテクノロジーの活用をベースにした国際教育交流の将来展望が述べられている。また、すべての章において、実施したプログラムの概要説明や実践例の解説だけに留まらないように、データに基づく、成果や効果の分析がなされており、プログラムの質保証という面でも参考になる。挿入されているコラムも実践例の開示という点で効果的である。さらに、東北大学における教育の国際化が、大学全体の理念や国際戦略に基づくものであり、それを実現できる体制が整備されているだけでなく、実現に向けた資源配分によって、学長をはじめとする執行部の確固たるコミットメントも伺える。

本書は、東北大学の国際化を「東北大学モデル」と称し、成果だけでなく、今後の課題を含めて提示することで、国際化推進に課題を抱える他大学の参考になることを意図している。よって、東北大学と同様な国立の総合大学にとって、教育の国際化を推進する際に、大いに参考になるものと思われる。しかし、他の国内の大学に比べると、資源も潤沢で、かつ文科省の競争的資金を継続的に獲得するためのキャパシティがある東北大学だから

こそ、本書にまとめられた好事例や実績を創出できたとも言える。

COVID-19のパンデミックは、国際教育交流の政策と実践が国境を超える学生の物理的移動を中心としており、限られた学生が対象となっているという問題をより明らかにした。加えて、従来の手法で教育実践ができないという危機は、変革に向けた前例のない機会を与えた。しかしながら、パンデミックの収束後、ICTを活用した国際教育は全体的に減少している。その一因として、少子化と労働力不足から留学生の獲得を通して外国高度人材を獲得し、卒業後の就職と定住（移民）に結び付けようとする経済主導的国際化政策が、東アジアを中心に優位となっていることが挙げられる。この政策の実現には、渡航留学（学生の国際移動）が欠かせないからである。また、大学という組織が、そもそも変化を望まない（変わらない、変わらない）傾向が強いことから、ニュー・ノーマルに向けてICTを活用した国際教育交流を推進するより、オールド・ノーマルに戻り、従来の手法に回帰しようとする大学のほうが多いことも指摘できる。この傾向は、伝統的な大規模大学において強く、パンデミックを国際化へのアプローチの恒久的な転換というよりも、一時的中断とみなしていると言える。

東北大学が、そのような伝統的な大規模大学の一つであることを考えると、本書を通して新時代における大学のあり方や国際教育交流の意義を議論し合う場の創出を試みていることは敬服に値する。本書が大学の規模や形態を越えて、多くの大学にとってすべての学生を対象とした国際教育交流を推進するための示唆を与えるものとして活用されることを願ってやまない。

菅原慶子著

『「象牙の塔」と「生ける社会」の結びめ：明治期東大・早稲田の学術普及からみた大学理念』

（東京大学出版会，2024年，258頁）

光本 滋（北海道大学）

本書が研究対象とするのは、1870年代後半から1910年

代にかけての、東京大学、および早稲田大学による「学術普及」である。「学術普及」には口述によるものと筆記によるものがある。前者は演説会や講演会など、後者は講義録等を用いた通信教育が知られている。口述による「学術普及」は、筆記に先行しておこなわれてきたものの、大学自身が必ずしもその社会的活動の意義を評価してこなかったようである。このような状況に対して、筆者は演説会が大学と社会を結びつける重要な活動であったと考え、実態の解明と再評価を試みている。

大学による演説会の源流となったのは、福沢諭吉が門下生らとともに創設した公衆に対する公開の演説会（三田演説会）である。これが当時の学者のネットワークである明六社を介して東京開成学校に伝わり、やがて学生有志の各種演説会の誕生につながっていく。また、小野梓が留学生の懇親組織を母体として立ち上げた学術結社「共存同衆」からも三田演説会や明六社を意識した演説会が立ち上げられた。著者は、これらの動向を整理するとともに、東京大学（帝国大学）と早稲田大学（東京専門学校）においてとりくまれた演説会の運営形態および実施主体を明らかにし、各高等教育機関がそれらをおこなった理由、およびそこに各高等教育機関の社会的位置がどのように反映されているかについて検討している。なお、本書の叙述は、東京大学（1～3章）、早稲田大学（4～6章）、そして演説会の動向（7章）の順となっている。

第1章「理想の大学像を求めて—東京大学法理文三学部演説会—」は、1877年から1879年にかけておこなわれた「法理文三学部演説会」をとりあげている。この「演説会」は東京大学の教員、学生らを演者とし、学外の人びとに対しておこなわれた。読者層の異なる複数の新聞を用いて開催の広告をおこなっており、参加者の層を広げる努力の跡が見られる。その一方で、外国人教師が演者となる場合は英語による講演であった。

東京大学がこのような「演説会」をはじめたのは、前身校である東京開成学校の内部にめばえていた大学志向の展開であると著者は推察する。その大学志向とは、福沢の演説による「学術普及」の理念と実践に大いに影響を受けていた。開成学校校長補であった濱尾新は自身も慶應義塾に学び、全校生徒を収容可能であった講堂（「講義室」）を会場として「演説会」を企画したのである（7章）。

第2章「啓蒙事始め—東京大学理医学講談会—」は、「東京大学理医学講談会」を対象とする。「講談会」は1884年から85年にかけておこなわれた。時間は土曜日夕刻か日曜日午後であることが多く、会場は法理文三学部演説

会と同じく東京大学の講堂であった。

法理文三学部演説会とは違ってわかり、講師は全員が日本人であり、「特別の教育無き者」にもわかりやすいように、機器や標本、図画などを示して説明する工夫がされていた。もう一つの変化は、政治とのかかわりを徹底的に排除したことである。理学・医学を内容とする講演は政談とは距離を置きやすいものであったが、それでも文部省は、理学及び医学の講演であっても政務に関する事項を扱ったり、政務に関する講演とともにおこなってはならないという条件をつけた。大学側も教授以外の教員が演壇に立つ場合には文部省に許可を求めることを申し出た。さらに、会則では「講談会」会長は総長とされていたものの、実際には、総長・加藤弘之は会長を務めることなく空席のままであった。このような「配慮」の下に「講談会」開催に踏み切った理由として、著者は、大学側に「純然たる学術」への志向の高まりがあったことを挙げている。

第3章「最高学府の使命と向き合う—帝国大学大学通俗講演会—」は、1887年から1896年まで10年近く継続された「大学通俗講演会」について検討している。「通俗講演会」は、民衆に学問をわかりやすく伝えるという「東京大学理医学講談会」の方針を引き継ぐとともに、帝国大学総長を名実ともに「会長」として、帝国大学の各分科大学にほぼ均等に講師を割り振るなど、全学的な体制により実施された。

発足（1886年）して間もない帝国大学が「通俗講演会」にとりくんだのは、多額の財政支出先となったことに伴う世論の批判が高まりに応える必要があったためのものである。同時に、教員が分野の違いを越えて協力することは大学としての統一をめざす上で意義があると考えられた。このように、「通俗講演会」は草創期の帝国大学の地位を反映したものであったが、聴衆の減少や教員の関心が専門分野の活動に移ったことにより低調となり、1896年12月を最後に途絶えた。

第4章「梓の心を受け継いで—東京専門学校の同攻会演説会—」では、創設（1882年）後間もない東京専門学校「同攻会」の活動をとりあげる。同攻会は、東京専門学校学生の有志団体を母体として1884年に発足した。当初の書籍の収集と貸出し事業にくわえて、演説討論会と文章会（学術雑誌の発行）を催した。会員は学生およびその関係者であったが、教員が委員を務め、収集した現金の管理を東京専門学校会計係に委ねるなど同校と深くかかわっていた。また、同攻会の事業は学校の経営基盤の確立に貢献した。なお「同攻」とは「相集まり相同し

て学術を攻究する」の意である。

演説会は、同攻会が主催し、東京専門学校を会場として公開でおこなう「中央学術演説会」、学内開催の「私開演説会」、そして地方支会が開催する演説会の三種類があった。演題には政治経済や法律にかかわるものが多い。中央学術演説会は、高田早苗、天野為之ら学校設立の中心を担った教職員のほか、卒業生が弁士となるが多かった。地方支部演説会は横浜、静岡、浦和などで開催され、参加者数は最大で3,000人を越えるなど盛況であったことが確認される。

第5章「建学精神と経営基盤の確立へ向けて—早稲田学校の巡回講話—」では、1893年から1912年まで開催された「巡回講話」が検討される。巡回講話の開催地は、同攻会の地方支会の演説会に比べて大きく拡大し、北は北海道から西は島根県・愛媛県にまで及んだ。このような巡回講話の基盤となったのは各地に広がった地方校友会の存在であった。講演の内容は政治経済、法律を中心としながら、「日本」、「国民」、「国際」など時事的な内容が目立つようになった。

巡回講話が開始されるおよそ1年前、東京専門学校講師・家永豊吉は英米における University Extension の動向を紹介した。1893年の巡回講話はこの University Extension を強く意識して開始された事業であった。背景には、当時の東京専門学校は「大学」への志向を強めており、英米の一流大学と同様の事業を実施することで University としての地位にあることを明確にしようとしたのではないかと著者は推察している。

第6章「私立大学の矜持—早稲田大学巡回教育—」では、1909年に校外教育部を開設して以降の早稲田大学の「巡回教育」の動向を扱っている。校外教育部は、大学教育の効果を学外にも普及することを目的として、各地の講演会に講師を派遣した。学科の増設に伴い、文学・商業・理学も演題とされるようになったこと、講師が一部の者に偏らなくなったこと、巡回先において民間団体との協力により講演会がおこなわれるようになったことは、この時期のとりくみの特徴である。

これらの検討を経て、筆者は「福沢が慶應義塾で確立した演説会が、単に複製されていったのではなく、一般の人びとと大学を結ぶ役割を付加され、両校それぞれの期待された役割や理念に応じた形に変じて導入された」（195頁）と述べる。東京大学と早稲田大学は、ともに演説会を大学と社会を結びつけるものとして採用したというのが著者の見立てである（201頁）。一方、「学術普及」の対象者と正課教育課程への入学者との重なりという点

では、東京大学と早稲田大学は対照的である。著者は、そこには「両校が学術普及を通じて実現しようとした大学像の違い」を認めることができると述べる（209頁）。以上のような口述による「学術普及」の検討により、従来の枠組みが看過してきた大学と社会の関係性を見出すことができるとするのが本書の結論である（225頁）。

本書は「大学拡張」ではなく、「学術普及」の語を用いている。その理由について、筆者は、「英米の“University Extension”に由来あるいはそれに類する取り組みのみならず、従来の研究では除外されてきた実践も取り込むことが可能となる」と述べている。しかしながら、本書が検討している東京大学「理医学講談会」、帝国大学「通俗講談会」、については山本珠美が『近代日本の大学拡張「開かれた」大学への挑戦』（学文社、2020年）において、東京専門学校「同攻会」の地方組織化活動、「巡回講話」、「校外教育部」の活動については田中征男が『大学拡張運動の歴史的研究—明治・大正期の「開かれた大学」の思想と実践—』（野間教育研究所、1978年）の中で、それぞれとりあげて検討している。そして、本書もそれらの著作物（山本珠美のものは著書の元となった博士学位論文）を先行研究として位置づけている。果たして本書がとりあげた実践は「学術普及」の語を用いなければ見えてこないものなのだろうか。

寺崎昌男『日本近代大学史』（東京大学出版会、2020年）によれば、「学術」の語は維新以後の造語ではなかったものの、教育関連法令で用いられるのは、1886年の帝国大学令1条が最初であった（58頁）。本書が挙げる「学術普及」の用例（13頁）は、いずれも新聞記事であるものの、帝国大学令以降のものである。帝国大学令以前に民間で「学術普及」の用例があったか気になるところである。さらに、用例以上に重要なのは、「学術」の語をどのように解釈していたかである。学校教育法の大学の目的規定中にある「学術の中心として」の英訳は“as a center of learning”である。このことについて寺崎は、大学が社会の種々の学術機関の中で研究と発信の中心であるだけでなく、「学習機関の中心」としての意味を付与されたのではないかと推測している（328頁）。本書のタイトルにもある「生ける社会の現実生活」と「象牙の塔」を結合融和させなければならないという問題意識（南原繁の言葉）は、いかなる「学術」の理解により生まれたのか。近代教育制度の黎明期から連続と続く「学術普及」の実践研究からの解明を期待したい。

鳥居朋子編

『大学の質保証における教育プログラムの評価と改善：IR機能を活用した好循環づくりのティップス—』

（東北大学出版会、2024年、256頁）

田尻 慎太郎（北陸大学）

本書は、8名の執筆者による2019-2022年度の科学研究費補助金の研究成果を基に、加除修正と書き下ろしを加えて刊行されたものである。2025年度から始まる第4期認証評価で重視される内部質保証の実質化に向けて、IR機能を活用した教育プログラムの評価・改善の具体的方法論を提示した意欲的な著作であり、時宜を得た出版と言える。特に、全国調査とヒアリング調査に基づく実証的アプローチと、実践的なティップス集の提供を組み合わせた本書の構成は、現場の大学教職員にとって示唆に富む。これまでわが国の大学は、意思決定に資する機関内部のデータ分析である Institutional Research（以下、IR）をどう立ち上げるかに注力する段階だったと言える。そのため分析結果を活用して、いかに成果に繋げるかという Institutional Effectiveness の視点が弱かった。本書は第4期で求められる IR から IE への転換のためのガイドブックとしても貴重である。

本書の構成は以下のとおりである。

【目次】

序章 本書の目的と課題

第I部 全国調査およびヒアリング調査からの示唆

第1章 学部における教学データのマネジメントと活用に関する実証的検討—その現状と課題

第2章 教育プログラムの評価および改善への視点とティップスの枠組み

第II部 評価と改善の好循環を創り出すためのティップス：5つの指針にそくして

第3章 指針1 組織体制・IR機能の整備

第4章 指針2 評価目的、方法、指標、基準の設定

第5章 指針3 データの収集方法および収集

第6章 指針4 データの分析・評価

第7章 指針5 評価結果の活用と改善

第8章 「教育プログラムの評価と改善の好循環ティップス（Ver.1.0）」

コラム：特色ある取り組みの事例

第III部 今後の課題と展望

終章 ティップスの実践的活用への展望と残された課題

編者による序章では、本書の問題意識と目的が示されている。2018年度から始まった第3期認証評価において、全学・プログラム・授業の3側面の間に位置する教育プログラム自体を、根拠に基づきながら評価及び改善する方法は未だ十分に構築されていない。著者らはその「評価と改善の好循環を促す要件とは何か」という問いを設定する。教学マネジメントやIR機能に関する国内外の先行研究を整理し、データの分析・活用を通じた教育改善の循環のプロセスについて検討した上で、日本の大学への全国調査とヒアリング調査という実証的アプローチにより、専門分野の特性に応じた教育プログラムの評価・改善システムの構築を目指すとしている。

第1章では、全国の4年制大学251学部から回答を得た調査に基づき、学部における教学データのマネジメントと活用の実態が分析される。その結果、理工農系や医歯薬看護系では教学データのマネジメントや活用が比較的進んでいる一方、人文社会系では進みにくい状況にあることが示された。ただし地方小規模大学でIR基盤の構築に携わってきた評者の経験に基づけば、学部ごとにデータマネジメントが行われているという本章の前提には若干の違和感がある。現実的には全学データに、学部独自のデータが一部加わる形式ではないだろうか。

第2章では、教育プログラムの評価・改善のための「ティップス」開発の過程を説明している。著者らは、全国調査の結果から抽出した14大学15学部に対してヒアリング調査を実施し、そこで得られた Good Practice を収集した。これらの実践事例を KJ 法によって分類・構造化し、Bresciani の「成果に基づくプログラム・レビュー (OBPR)」モデルのフェーズを参考に5つの指針にまとめた。そして、各指針の下に具体的な実践方法をティップスとして配置している。特筆すべきは、IR 機能を評価・改善サイクルの中核に据え、各指針における IR の役割を明確にした循環モデルを提示していることである。

第II部 (第3章から第8章) は本書の中核を成す部分である。ここでは評価と改善の好循環を創り出すための5つの指針が解説される。これは各大学・学部においてティップスを適用する際の手引きとなるように意図されている。

まず第3章「指針1 組織体制・IR機能の整備」では、教学マネジメントを機能させる組織基盤に焦点を当てる。全国の大学へのヒアリング調査に基づき、「組織体制を整える」「プロセスを構築する」「組織風土・文化をいかに」の3つの視点から優れた実践例を紹介。例えば、

山形大学の統括教育ディレクター会議による学部間の利害調整、大正大学の全学組織「Enrollment Management 研究所」による教学データ提供、同志社女子大学の表象文化学部における教務主任レベルのカリキュラム委員参画などが挙げられる。会議運営や情報共有の工夫、そして構成員の意識や行動様式といった組織風土が、教学マネジメントの成否に深く関わることを指摘。組織図や規則だけでは捉えきれない、実効的な内部質保証体制構築への示唆に富む。結論として、組織基盤 (ハード面) と、それを機能させるための運用 (ソフト面) の両輪を整備し、相互に作用させることが重要であると述べている。

第4章「指針2 評価目的,方法,指標,基準の設定」は、教育プログラム評価におけるアセスメントとエバリュエーションを整理し、その重要点を示している。中でも、「目標活動関連図」は、教育目標と教育活動 (授業科目等) との対応関係を可視化するツールであり、それが採点ルーブリックにおける観点として設定されることで成績評価の信頼性を確保できるとする。ただし学生の多様化が進んだ現状では、学習時間を科目単位で集計して GPA と照らし合わせるほうが現実的であるという指摘は興味深い。

第5章「指針3 データの収集方法および収集」では、教学マネジメントにおけるデータ収集に焦点を当て、全国の大学へのヒアリング調査に基づき、その実践的な方法と課題を整理・分析している。大学における教学データの種類と収集・集約の具体的手法、学習成果を多面的に測定するための間接・直接評価の事例を提示し、それぞれの留意点を示す。さらに、今後の課題として、データポリシーの制定、教育 DX との連携、データベース構築の必要性を指摘し、組織的なデータ収集・活用の重要性を強調している。コル、スタグニット (2024) の付録では評者の勤務校における事例も記載しているので技術的な部分に興味がある読者はあわせて参考にされたい。

第6章「指針4 データの分析・評価」は、分析・評価の前提となるリサーチクエスション (RQ) の重要性を強調し、RQ 設定のヒントや、大学現場での RQ とデータ・分析をカテゴリーに分けて整理している。また IR 実務担当者 (以下、IRer) を悩ませる DP・学習成果の測定・可視化を5類型化し、各々の利点・課題を提示した。これら分析・評価のポイントとして、「測りすぎ」への注意、量的データと質的データのバランス、分析結果の平易な表現、関係者間の対話、可視化ツールの活用、学生参画等を議論している。本章は IRer にとって示唆に富む内容を網羅しているものの、関連する実践=ティップス

が他の指針と比べて最も少ない点は惜まれる。

第7章「指針5 評価結果の活用と改善」で著者は教育プログラムの評価と改善を組織内に定着させる「フィードバックループ」を仕組み化し、データ分析結果を関係者間で共有し、対話を通じて改善策を立案・実行、効果検証するという継続的改善サイクルの確立を強調する。そしてヒアリング調査から得られた実践事例を①評価結果を可視化・公開する、②評価結果の共有・施策を検討する、③評価結果に基づく改善を実施するという3つのカテゴリーにまとめた。留意すべきは、ティップスは改善の実施段階で終わっており、改善の効果検証までは触れていない点である。第4期認証評価では各取り組みの成果や有効性、施策のアウトプット、アウトカムにも焦点が当てられることを考えると、どうしたら改善を成功させられるのかというより高次のティップスが求められる日も近いかもしれない。

そして第8章では上記5つの指針と120のすぐれた実践をカテゴリー、大学・学部等の特性の違いを考慮して「教育プログラムの評価と改善の好循環ティップス (Ver.1.0)」としてまとめている。

終章後半で編者は、今後の教育プログラム評価・改善に向けた二つの重要な課題を提起している。一つは、教育プログラムの評価・改善を指針として分節化することの難しさだ。評価業務が自己点検・評価委員会、IR室、カリキュラム委員会等の部署に分散している現状では、本来つながるべきプロセスが断片化してしまう。この指摘は、多くの大学が直面している組織的課題の核心を捉えている。

もう一つは、第4期認証評価を見据えた学生参画の制度化である。現代の大学には、人種・民族、ジェンダー、社会経済的背景に加え、生活様式や文化的アイデンティティ、学習動機、高等教育への期待も多様化した学生たちが存在している。そのため、画一的な「学生」という枠組みでニーズを捉えることはもはや適切ではないと鋭く指摘する。

特に注目すべきは、正課外プログラムの重要性への言及だ。質保証を単位プログラムの枠に閉じ込めず、学生の多様な成長の機会として捉え直す視点は、これからの大学教育の在り方を考える上で示唆に富む。

本書は内部質保証の実質化に向けて重要な示唆を提供しているが、さらなる研究課題として以下の点を指摘したい。まず、提示された好循環モデルの有効性について、より長期的な検証が必要であろう。また、大学の規模や特性によるIR機能の仕組みや活用方法の違いについて

も、さらなる検討が望まれる。さらに、IRスタッフの専門性開発や、教職協働の在り方についても、より具体的な議論が必要だと考えられる。

とはいえ、本書が内部質保証の実質化に向けた重要な一歩を示したことは間違いない。IR機能の活用による教育改善の好循環を目指す大学人にとって、本書は必読の書と言えよう。評者の所属大学においても、本書で示された指針とティップスを参考に、IR機能のさらなる充実と活用を図っていきたい。

【参考文献】

コル, L., スタグニット, J. (株式会社風音屋監訳) (2024) 『アジャイルデータモデリング—組織にデータ分析を広めるためのテーブル設計ガイド』講談社。

中世古貴彦著

『アメリカ高等教育のガバナンス改革：カリフォルニア大学の自律と統制をめぐる葛藤』

(九州大学出版会, 2024年, 252頁)

福留 東土 (東京大学)

本書のテーマは、公立研究大学における「自律性」と「政府統制」の相克である。具体的には、財政危機の中でカリフォルニア大学 (UC) が州政府との交渉を通じて自律性を維持しつつ公的使命を果たそうとする過程が取り上げられている。本書は、カリフォルニア州の「マスタープラン」の下で、卓越した研究大学としての機能と同時に、州民に優れた教育機会を与えるという役割を担う UC が、近年の財政危機においてどのような課題に直面したのかを詳細に分析している。

カリフォルニアの高等教育システムは、3層構造 (UC, 州立大学システム (CSU), コミュニティカレッジ (CCC)) というユニークな構造を持つ。このモデルは、M・トロウの発展段階論に基づく理想的な高等教育構造として、とりわけ日本では楽観的に称賛されてきた。しかし、財政的困難や多様な政治的圧力に直面する中で、その自律性と機能は再評価を迫られている。本書は、この再評価

を理論的かつ実証的に行い、日本を含む他国における高等教育政策への示唆を提供する。

本書の分析手法は、膨大な公開資料（州議会資料、州監査役報告書、UCの意見書など）に基づく徹底した資料分析である。著者は、議会による法案とUC側の応答を丹念に読み解き、具体的な政策論議の過程を浮き彫りにしている。

カリフォルニアでは、1990年代以降、州の財政難や政治的背景の変化により、上記の制度の維持が困難となり、調整機関であるカリフォルニア中等後教育コミッション（CPEC）の廃止がその象徴的な出来事となった。本書は、CPECの廃止がUCの自律性に与えた影響を詳細に分析している。CPECは、州全体の高等教育政策の調整を担う機関であったが、財政削減や政治的理由から2011年に廃止された。この結果、UCは直接州政府と対峙することを余儀なくされ、調整機能が失われたことで、むしろ州政府からの干渉が増加するという状況が生じた。例えば、議会がUCの運営方針に直接介入する形で多くの法案が提出され、UCがその対応に追われる場面が多々あったことが描かれている。このような状況は、州全体の高等教育政策における調整を欠き、対立を生じさせることとなった。

UCは州政府からの統制を一定程度受け入れる一方で、その自律性を駆使して公的使命を果たそうと努力する。本書は、UCがアクセスと卓越性の使命を両立させるために独自の戦略を採用してきたことを論じている。特に、州外学生の受け入れや授業料値上げなど、特定のトピックに焦点を当てて議論を整理し、UCの戦略と課題を多角的に分析している章の内容が注目される。

州外学生の受け入れに関する議論では、UCが財政難の克服を目的に州外学生を増やす一方で、州議会はこれがカリフォルニア州納税者の子弟の教育機会を奪うとして批判を展開している。この相克の中でUCは、州外学生からの収益が学術的質の維持や奨学金制度の財源となることを主張し、議会との交渉を通じて自律性を確保しようとしてきた。また、議会の干渉が「意図しない効果」を生む可能性についても注目されている。例えば、州外学生の増加が逆に州内学生の教育機会を広げる可能性や、UCが独自の財源確保策を強化することで研究の質が向上する可能性などが指摘されている。

UCの自律性は、その公的使命を追求するための不可欠の要素であると同時に、州政府との緊張関係の中で常に制約を受けていることを本書は示唆している。この議論は、大学自治の擁護という観点にとどまらず、より効

果的な高等教育システムの設計に向けた提言として重要である。

本書は、伝統的な大学ガバナンス研究に新たな視点を提供している。これまでの研究では、「理事会対教授団」という構図が取り上げられることが多かったが、本書は「理事会対州議会」という視点を導入することで、公立研究大学と政府との関係をより包括的に捉えることに成功している。著者は、「完璧ではないがよくできた妥協」という結論を提示し、UCが政治的介入の中でいかに自律性を維持し、公的使命を果たしてきたかを明らかにしている。このフレーズは、高等教育政策における現実的で戦略的なアプローチを象徴している。このような妥協をどのように実現し、それを通じて大学の自律性と公的使命の両立を図るかという問いは、大学・高等教育の擁護というに留まらず、その先にある社会や市民に対する大学の責任という枠組みから捉える必要があることを本書は示唆している。

最後に、日本におけるアメリカ大学研究という視点から本書の意義について述べておきたい。アメリカの大学は日本にとってモデル（追求すべき対象、理想像）として存在し続けてきた。そのことにより、日本におけるアメリカ大学研究が、表層的・断片的な政策志向・実践志向に陥りがちであることはこれまでも認識され、批判されてきたが、研究そのものでそうした批判に対抗できる成果は少なかった。アメリカでは、大学に関わる多くの問題において現実の文脈は重層的であり、関連する言説も幅広く、一面的には捉えきれない。ゆえに、研究対象に粘り強く向き合うことが必要なはずだが、上記の状況下で、性急な回答や分かりやすい枠組みが求められがちであった。中世古氏の研究は、課題と研究対象の設定を的確に行うことによって、オリジナルかつ体系立った研究成果を生み出していることを示した。

ただし、本書のアプローチは、アメリカモデルの分析ということにとどまらず、他国の高等教育政策への普遍的な示唆を提供している。例えば、日本の国立大学におけるガバナンス課題を考える際、本書の議論は極めて示唆に富む。特に、政府と大学の関係を再構築するための枠組みや、財政難に対応するための戦略を議論する上で、本書の知見は重要な示唆を提示する。

本書の内容は一般読者にはやや難解ではあるが、優れた学術書であるといえる。丁寧な資料選定と分析が重ねられており、その成果は説得力がある。本書を通じて、高等教育研究の世界で、ガバナンスに関わる課題が深く掘り下げて論じられるようになることを望みたい。

中西啓喜著

『教育政策をめぐるエビデンス：学力格差・学級規模・教師多忙とデータサイエンス』

(勁草書房, 2023年, 296頁)

松宮 慎治 (信州大学)

【目次】

まえがき

序章 教育研究における「エピソード」から「エビデンス」へという趨勢

第1章 科学的エビデンスとは何か--その定義と範囲

第2章 日本の義務教育における学級の位置づけ

第3章 学級規模を通じた公平性と適切性の実証的検討--エビデンス・レベルII b

第4章 固定効果モデルによる学級規模が学力に与える効果推定--エビデンス・レベルII a

第5章 教師にとっての学級規模--エビデンス・レベルIII・IV

補論 なぜ「#教師のバトン」をつなぎたくないのか?--エビデンス・レベルII b

第6章 教育・福祉の公的負担意識の趨勢分析--エビデンス・レベルII b

終章 定量的・非定量的エビデンスを用いた教育政策の議論に向けて

本書は、第3章から第6章の副題からもわかるように、いわゆるエビデンスピラミッドにもとづく手法のレベル(エビデンス・レベル)によって、初等中等教育の学級規模の効果を中心に検証している。またそのことを通じて、エビデンスピラミッドを教育政策に無批判に持ち込むことを問題視し、エビデンスを政府や行政が手段を改善するためだけに利用する(=従来のEBPMでのエビデンスの利用(p.61, p.236)にとどまる)のではなく、同時に現場の教師が政府や行政にどのような意見や要望を抱いているのかを発見するために利用するという、エビデンスの利用のされ方にかんするモデルの修正を提案している。

実証分析の結果は、次のように要約されている(pp.233-234)。

- ・小規模学級による学力格差は正は小さいが効果は認められた(第3章・第4章)。

- ・小規模学級の教師ほど労働時間は短いことが観測された(第5章)。
- ・教師は、多忙解消に向けて学級規模の縮小と人員増を求めている(第5章)。
- ・国民は教育や子育てを公的なものとしてとらえ、そこに公的支出を増やす機運が高まりつつある(第6章)。

本書に通底する問題意識は、エビデンスピラミッドの上位にランダム化比較試験(RCT)をはじめとする実験的手法が位置づけられている一方で、教育学や社会学では基本的に実験が困難であるために、エビデンスピラミッドでは下位に位置づけられる手法を用いることが多くなり、結果として「科学的」エビデンスの供給者としては「低位」とみなされる(p.57)ことへの疑義にある。このような状況では、エビデンスピラミッドでは相対的に上位とみなされる実験的手法を得意とする(計量)経済学などにより、社会や歴史、規範など、日本の教育をめぐる文脈や実践知を捨象した形で「父権主義的に」(p.247)、「科学的」エビデンスとしての装いをまとった政策が学校現場に導入されてしまいかねないという。

このような、エビデンスピラミッドの盲信への警鐘や、現場の実践知の軽視といった問題意識にはなんの異論もない。たとえば本書には、米国の研究を参照しながら、日本の教員免許状は教師の質を担保していない可能性があり、したがって教員免許制度をなくしてしまってもともと能力の高い人を採用すればよいという中室(2015, 154-158頁)への批判がある(183-184頁)。教員養成に限らず、両国の学校教育や労働市場が歴史的にも制度的にも異なる構造にあることへの配慮を欠いたまま、単純に日本のケースにあてはめようとする提言は、科学的にはあくまで極論にすぎず、多くの場合、実現可能性もほとんどない。深刻なのは、こうした言説が単に興味深い話題提供のひとつにとどまることなく、ときに権威性を帯びた「科学的」エビデンス=“錦の御旗”(pp.243-246)として利用されかねないことだろう。

他方で本書の苦しさは、エビデンスピラミッドを批判的に検討する立場に軸足を置きつつも、各章の分析とエビデンスピラミッドを対照させている——たとえば、(おそらくは回帰モデルの発展系とみなされる)マルチレベルモデルを使っているのがエビデンス・レベルII b(第3章「学級規模を通じた公平性と適切性の実証的検討」、固定効果モデルを使っているのがエビデンス・レベルII a(第4章「固定効果モデルによる学級規模が学力に与える効果推定」)など——ことにあると考える。これらの

分析では、エビデンス・レベルを「絶対視」することなく、中庸のアプローチを「意識」しながら行うことが、あらかじめ宣言されている (p.60)。とはいえ、エビデンスピラミッドという、手法依存の EBPM を権威づけてきたアイデアと同じ土俵にいったん立つことによって、多様な文脈を織り込んだ著者の専門知にもとづく高度な分析の意義が、不当に損なわれてしまわないかという懸念をもつ。

本書では、嚮導概念として統計的因果推論をとりあげている (pp.31-35)。そのうえで、石田 (2012) と内閣府 (2018) を引きながら、統計的因果推論を手法の問題——クロス集計、回帰分析、パネルデータ分析、傾向スコア・マッチング、回帰不連続デザイン、操作変数法——に落とし込んでいる (pp.35-44)。しかし評者は、統計的因果推論は個々の手法によって説明されるものというよりも、因果効果を推定するための統合的なフレームワークとして理解している。統計的因果推論では、多くの科学研究が実験に依拠していないことはもとと含意されており、観察研究における因果の識別3条件 (identifiability conditions), すなわち、①条件付き交換可能性 (conditional exchangeability) —— 交絡変数 L の各層内で、介入 A が結果変数 Y と独立である ——, ②正值性 ((conditional) positivity) —— 交絡変数 L の各層内で、介入 A を受ける確率と受けない確率がいずれも0ではない ——, ③因果一貫性 ((causal) consistency) —— 介入 A の定義にあいまいさがない —— を満たすことが目指されている (Hernán & Robins, 2020[2025], pp.27-42)。言い換えれば、統計的因果推論のフレームワークをふまえると、手法から出発するのではなく、まずは求めたい因果効果を定義し、観察研究における識別3条件をどのように満たすかを検討したのちに、その推定に適した手法を選択するプロセスが必要だと考えている。

統計的因果推論の強みのひとつは、観察研究であっても、条件付き交換可能性 (conditional exchangeability) を満たすことで、エビデンスピラミッドでいえば最上位に位置づけられている RCT を疑似的に模倣できる点にある。RCT で行われていることは、介入の割付をランダムに行うことであり、それは介入 A と結果変数 Y とが独立した状況をつくる = 交換可能性 (exchangeability) を満たすことを意味するからである。もちろん、観察研究では介入の割付がランダムに行われているわけではない。そこで、交絡変数 L による条件付けを行い、その層内では RCT と同じような因果効果を推定できると考える。このとき、条件付ける交絡変数 L を満たすよう

なすべての交絡因子 (confounding) が完璧にわかればよいのだが、目の前にある交絡因子が本当にすべてかどうかは、データからは絶対に証明できない。そこで、交絡因子の妥当な最小のセットである交絡変数 L を決めるために、当該領域の専門知識が不可欠となる。さらに、統計的因果推論は、本書が実験研究志向の経済学と対置した社会学の関心として提示する、異質的で多様な要因の絡み合い (p.58) についても、効果の異質性 (effect modification: 効果修飾) (Hernán & Robins, 2020, pp.43-56) として取り込むことができる。

このようにみていくと、統計的因果推論の威力は、むしろ基本的に実験ができないという制約下にある、教育学や社会学などの観察研究でこそ発揮されるともいえないだろうか。RCT ができないなかでも、疑似的に RCT と同等の状況を作り出すことができるからである。しかもそのためには、当該領域の専門知識、実践知、現場知が不可欠であるとされている。かつ、効果の異質性を積極的に検討することもできる。いずれも、本書の背景にある問題意識を直接サポートしている。

つまり、統計的因果推論は、それを過度に手法の問題としてあつかいさえしなければ、本書の論点の多くを、エビデンスピラミッドの問題点を克服しつつ回収するためのレンズとして、十分有効に機能する。そして、教育学や社会学においても、統計的因果推論のフレームワークで議論できる余地は、途方もなく広いと感じている。その営みは、実験的手法を得意とする (計量) 経済学とも対立せずに進められる。重要なのはフレームワークであり、手法ではないと考えるからである。

ただし、統計的因果推論では回収しきれない本書の論点もある。それは、第1章で筒井 (2021) を引用しながら言及される、官庁統計のようなカバー範囲の広いデータを分析することで、日常に埋もれがちな事象を掘り起こす重要性 (p.58) である。本書でいえば、OECD 国際教員指導環境調査 (Teaching and Learning International Survey: TALIS) や日本版 General Social Surveys (JGSS) をふんだんに使った補論 (「なぜ「#教師のバトン」をつなぎたくないのか?」) と第6章 (「教育・福祉の公的負担意識の趨勢分析」) がそれにあたるかもしれない。いずれも、おそらくは実験的手法を用いていないことから、固定効果モデルを用いた第4章の分析よりも一段低い、エビデンス・レベル II b に位置づけられている。

しかしたとえば、教育と福祉にかんする政府の責任に対する日本の人びとの意識の趨勢を検討した第6章では、年齢 (age)・時代 (period)・コーホート (cohort) の3つ

の効果を分解する APC 分析を、筆者が得意とされるマルチレベルモデルに拡張している（より詳細には、年齢効果をふくめた属性要因をレベル1に、時代効果とコーホート効果をレベル2に設定している）。このような先駆的な分析を経て、先行研究の知見とは異なり、教育や子育てが次第に公的なものとして捉えはじめられているという結論が得られている。この分析が、たんに実験的手法を使っていないことでもって、一段低くあつかわれる理由は乏しいように思う。

ここでいう手法のランクづけは、もとをたどれば内閣府（2018）によってつくられた、エビデンスの質と対応させた目安（pp.41-42）に行きつくが、そもそもこの目安自体に「科学的」エビデンスはあるのだろうかという疑問もある。少なくとも、評者が学んできた統計的因果推論のフレームワークでは、エビデンスの質を手法と直接結び付けるような議論はなされていなかった。近年の国内外の EBPM 関連文献でも、そのナイーブさに抑制を促す論調が増えつつあるためか、エビデンスピラミッドを見かけることが減っている（林・加納, 2024, 46頁）。

以上は、評者にも返ってくるブーメランにほかならない。時間経過ともなっていて、だんだんと理解が深まったことも多い。2019年の冬に、とあるセミナーで統計的因果推論にはじめて触れるまでは、因果効果の推定のためには高度な手法が必要だと考えていた。その後、少しずつ勉強を進めるうちに、重要なのは思考の枠組みであり、高度な手法は必ずしも必要ないと考えるようになった。今では、求めたい因果効果を厳密に推定したければ、やはり（その効果を求めるに適した）高度な手法への理解が必要だと考えている。「議論できる余地は、途方もなく広い」といいながら、教育学や社会学などの関連分野で、観察研究による統計的因果推論を使った研究がなかなか出版できていない。その要因のひとつは、学問分野固有の文脈への位置づけに苦慮することにある。翻って本書の序章や第1章、第2章では、そうした立論が丁寧に編まれていることは明らかである。いずれ改めて、評者の理解が不十分なところや、咀嚼しきれていないところを指摘いただくとともに、日本の教育固有の文脈を捨象した素朴な EBPM の弊害についても、直接議論できるとありがたい。

【参考文献】

石田浩（2012）「社会科学における因果推論の可能性」『理論と方法』27(1), 1-18頁。

筒井淳也（2021）『社会学—「非サイエンス」的な知の居場所』岩波書店。

内閣府（2018）『平成30年度内閣府本府 EBPM 取組方針』内閣府ウェブサイト、（2024年12月26日取得、<https://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/h30/pdf/torikumi.pdf>）

中室牧子（2015）『「学力」の経済学』ディスカヴァー・トゥエンティワン。

林岳彦・加納寛之（2024）「“ポスト・エビデンスピラミッド”の歩き方：「5評価軸×3段階の評価枠組み」と「GRADE システム」を例に」『経済セミナー』739, 46-51頁。

Hernán Miguel A. & Robins James M, 2020[2025], *Causal Inference: What If*, Boca Raton: Chapman & CRC.

堀井祐介・工藤潤・入澤充編著

『認証評価の近未来を覗く：大学教育の質保証と達成度評価』

（エイデル研究所、2023年、210頁）

森利枝（大学改革支援・学位授与機構）

我が国の高等教育システムに認証評価制度が導入された2004年から20年が経過した。「各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である」という大学審答申を受け、一連の新たなルールが現実となるさまを体験しながら、何かが変わるときには物事はこれほど短兵急に進むのかと、感じた驚きと焦燥をはっきりと思いだすことができるが、しかしそれらのこともすでに歴史の一部になりつつある。

本書『認証評価の近未来を覗く』は、長きにわたって大学評価の理論と実践の両面における第一人者として活躍してこられた早田幸政氏の古希記念論文集として編まれたものである。我が国が認証評価の導入のあと、機関別認証評価に求められる「7年以内ごと」の最長7年のサイクルを3回にわたってほぼ完遂し、その「第4期」を迎えようとしている2023年3月に公刊された。執筆者一覧

には17人の専門家の名前が並んでおり、全体は4部構成となっている。第I部では「総括編」として認証評価制度の成立と20年の歴史を通じた認証評価機関による運用の実態および大学における質保証のトレンドが扱われている。「教学マネジメント編」とされた第II部には、大学評価、あるいは広義の高等教育の質保証にかかわる手法に関する論放が収められている。第III部では今後の「第4期」における認証評価の具体的な方法が、大学基準協会と日本高等教育評価機構という二つの認証評価機関の視点から見た改革の方策を含めて論じられている。そして第IV部の「特別寄稿」以降の部分で、早田氏の業績を振り返っている。この構成からも推しはかれるように、本書は記念論文集でありながら、とりわけ第I部から第III部にかけての内容は認証評価とそれに関連する大学の質保証にテーマを絞っている。「はじめに」によれば、この方針には早田氏の意向があったという。

このテーマに沿った本書は、一言でいえば考えさせられる一冊である。主として大学の機関別認証評価について、それがどのように始まり、どのような環境に応じてどのように調整されて現状に至り、そして2004年の制度導入と同時に認証評価を開始した大学基準協会のバイオリズムに則れば2025年から始まる新たな7年間のサイクルという近未来において、認証評価制度が答えなければならない課題とはどのようなものかについて、大学の現状も含め、考えるべき問題の提起、取りうる方策の提案がなされている。読者は認証評価の実践について、また大学のマネジメントについて、視点を変えながら提起された問題について考察し、提案された方策について検討することになる。そのなかで、大学による内部質保証を認証評価のプロセスでも重視するということは2016年以來の国の方針であり、またそれ以前に大学と認証評価の主要な結節点であることから、本書においても繰り返し言及され、その意味と手法が問われている。このことを踏まえううえで、ここでは本書が投げかける問いの整理を試みたい。

まず、大学による内部質保証の実施にかかわって、本書では大学での入学者選抜にかかわるより精緻な情報公開（堀井著IV章）と、国際化とオンライン授業の拡大に伴う質保証の要（望月著III章）が説かれる。さらにそれらをブレイクダウンした質保証の道具立てとしての学生調査（山田著VIII章）およびインスティテューショナル・リサーチ（高田著VI章）を通じた、データの収集と分析及び解釈して可視化の問題が取り上げられる。これらは大学による独自の営為であり、かつ、い

れについても内部質保証—認証評価制度の方針にかかわらず学生の教育に責任を持つ組織としての大学が行ってしかるべき活動—を要する、あるいはそれに資しうる営為として、実践のありかたと課題が述べられている。また、ガバナンス・コードにかかわる論放（佐藤著V章）では大学の設置者が準拠すべきガバナンス・コードの性格について述べる中で、comply or explainの原則が説明される。このexplainも、大学と社会を仲立ちする、認証評価機関をはじめとする外部質保証機関の機能が期待されるべきフェイズであるといえよう。これと並んで教学マネジメントとその変革のオーナーとして学部を指定するという、大学と外部質保証機関の結節の在り方に関する具体的な方策の提案（大森著VII章）がなされている。

では、大学と結節している側の認証評価機関あるいは認証評価制度について、本書は何を問うているのだろうか。本書の刊行の1年前に、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の「審議まとめ」が公表されていることもあり、認証評価に関する課題としてはこの「審議まとめ」による提案を踏まえたものも見られる。まず、大学の内部質保証の程度を梃子にして認証評価のサイクルを弾力的に運用するという「審議まとめ」の提案に対しては、認証評価機どうしのコミュニケーションを密にしてたとえば「不適合」（あるいはそれに相当する認証評価結果）の水準をすり合わせる必要が指摘される（工藤著I章・田代著IX章）。そのいっぽうで、弾力化といっても「自己認定権」すなわちセルフ・アクレディテーション制度の導入は「近未来」よりやや先の課題として言及されている（松坂・加藤著X章）。

さらに、約20年間の認証評価の経験に基づく認証評価制度への提言もなされている。文部科学大臣による認証評価機関の認証の更新の制度の導入あるいは認証評価機関に対するさらなる第三者評価システムの構築（工藤著I章）や、コロナ禍を経て明らかになった、認証評価プロセスの部分的オンライン化の最適解の模索（伊藤著XI章）も提言されている。また認証評価における研究の位置づけの検討の要（松坂・加藤著X章）にも言及される。加えて認証評価機関の自己評価の一例として、日本高等教育機構が受審校を対象に行ったアンケート調査の結果が紹介される（伊藤著XI章）。

ここで強調すべきは、本書の随所で、認証評価は大学にとってどのような意味を持ちうるのかが問われているということである。2020年の大学設置基準の改定に伴って大学の中でどのような変化が起き、どのような効果が

得られたかを確認することを、認証評価の役割として指摘している一章（前田著Ⅱ章）をはじめとして、今後大学基準協会が大学に評価結果を示すだけでなく、改善策を提案する可能性に言及され（田代著Ⅸ章）、併せて日本高等教育機構において「不適合」となった受審校やそれを求めた受審校には講評や相談などフォローアップが提供される実例が紹介される（陸著Ⅻ章）。

このような、「大学の側に立って考える」（前田著Ⅱ章）という基本姿勢と、先述の「審議まとめ」の提案とは矛盾するところがない。「審議まとめ」には「認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくような在り方が望まれる」と述べられている。では、2000年代初頭の我が国における認証評価制度の導入に際して、評価基準の項目数まで参考にした米国の機関ア krediteーション制度が存立の基盤としてきた会員制度を我が国においては除外したこと、この「審議まとめ」の提言において認証評価機関に大学に対してほぼ会員のような恒常的なコミュニケーションが求められていることはどのように整合するのか。本書を通じて認証評価制度について改めて考えるときに評者が抱く疑問の一つはこの点である。もう一つは、本書でも取り上げられている文部科学大臣が認証評価機関となろうとする機関を認証する基準を適用する際に準拠することとなっているいわゆる細目省令において、認証評価機関の大学評価基準であれば大学設置基準に適合していることが求められていること、認証評価制度の導入の際に「個性輝く大学づくりを推進する評価」のために「様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施」し、「大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにする」という目的はどのように整合するのかという点である。これらの問いに、執筆陣はどのように答えてくれるだろうか。

執筆陣といえば、冒頭述べたように本書には17名の執筆陣がクレジットされているが、実は著者はもう一人いる。本書の一章（植野著ⅫⅢ章）において、早田氏が教材として著した短編小説が再録されているのである。これら3篇の小説は、ⅫⅢ章で解説されている通り「登場人物の将来」を決して明確に描かないという特徴を共有している。おそらくは教材として、学生による検討あるいは討議を目的として著されたのであろう。結末の開放された、不思議な味のする小説である。

結末が開放されているという点においては本書全体もその性格を有しているといえる。タイトルは『認証評価の近未来を覗く』であるが、その言わんとするところは「認証評価の近未来を覗きませんか」であろう。本書は認証評価を中心とした大学の質保証に関する課題の指摘と、方策の提案を以て、大学人、評価者、政策立案者など立場を問わず、読者による検討あるいは討議を惹起する一冊である。